

子ども家庭福祉に関し
専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の
資格の在り方その他資質の向上策に関する
ワーキンググループ
第7回議事録

子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の
資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ
第7回議事次第

日 時：令和2年10月20日（火）17:00～20:00

場 所：TKP新橋カンファレンスセンター（オンライン開催）

1. 開 会

2. 議 事

（1）有識者ヒアリング

3. 閉 会

○金子虐待防止対策推進室室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第7回「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」を開催いたします。

委員の皆様、お忙しい中御参加いただき、誠にありがとうございます。

本日はウェブ会議にて開催しております。

本日、小島委員の代理で秋元様に御出席いただいております。また、増沢委員からは遅れて参加されるとのことでございます。

また、今回も傍聴希望者には会場にお越しいただいております。

配付資料は事前に送付いたしました。議事次第に記載されているとおりでございます。

それでは、これより先の議事は、山縣座長、よろしく願いいたします。

○山縣座長 山縣です。

遅い時間にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今日は前回とは違い、全てヒアリングという形の時間になります。前回も少し時間は押ししてしまいましたけれども、今回も発題いただく方々、御意見をいただく方については、時間をできるだけ守っていただきたいとお伝えしておりますが、質疑等の関係で若干延びたりすることがあるということもお許しいただきたいと思っております。その際には、前回同様、質問を若干制約させていただくことがあるということも御了解いただけたらと思っております。よろしく願いします。

お手元の資料でございますように、今回は社会福祉法人麦の子会の総合施設長である北川聡子様。こちらは施設長としてではなくて、ファミリーホームや里親の話も伺えると聞いております。

それから、社会的養護の経験者であるクローバーハウスのブローハン聡様、NPO法人Giving Treeの畑山麗衣様。当事者の方もお二人御参加いただいております。こちらは、メインはブローハンさんにお話をいただき、畑山さんのほうも短時間ですけれども思いを少し語っていただこうと思っております。畑山さん、よろしく願いします。お久しぶりです。

その次が岡山県の子ども家庭課の薬師寺真様。さらに、福井市子ども福祉課の濱口勇規様。こちらはお二方も自治体という形で、専門性や人材養成についてのお話をいただこうと思っております。

最後になりますけれども、日本ソーシャルワーク教育学校連盟の白澤様、中谷様、澁谷様、3人にお越しいただいております。こちらにつきましては、白澤様のほうにお話をいただき、お二方はサポート役ということで、質疑の中で必要があれば代わりにお答えいただくという形で、あらかじめの時間は白澤様のほうだけに予定しております。

以上、5つのグループあるいは個人の方に来ていただいておりますので、今紹介した順にお話を聞こうと思っております。

では、最初に、日本ファミリーホーム協議会会長で、先ほど言いましたように障害児施設の施設長でもいらっしゃいます北川様のほうから説明をよろしく願いしたいと思いま

す。

北川さん、よろしく申し上げます。

○北川様 皆様、こんばんは。

ファミリーホーム協議会を代表してヒアリングをさせていただきます。北川です。

私は北海道の札幌にあります社会福祉法人麦の子会というところでファミリーホームを2件やっております。私自身も里親として18年子どもたちを育ててきました。あと、仕事は児童発達支援センターの施設長をしています。

今日は、フォスタリング機関に求められる人材ということと、厚労省のほうから児童発達支援センターを通して地域の子育て支援におけるソーシャルワークが果たす役割ということで、この2点についてお話ししたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、最初にフォスタリング機関に求められる人材ということで、まず支援を受けていいという意識を醸成していただきたいなと思うのです。というのは、ファミリーホームに来ている子どもたちは、0歳の子もいるし、障害のある子も46.5%と多いし、一番多い子どもは17歳なのです。様々な施設で適応できなかったり、いろいろな子どもが来ているのですけれども、ファミリーホームの方々はすごく頑張り屋さんが多くて、そういう頑張りで養育をしているという方が多いのです。やはりそれだけだと限界があるので、社会的養護が必要ないろいろなニーズのある子どもたちが安心を感じて、その子その子に合った成長のために、ソーシャルワーカーさんは里親さんに社会的な支援を受けていいんだということをもっともっと働きかけてほしいなと思います。ファミリーホームや里親自身が孤立しないで養育ができるように、ニーズに合わせてソーシャルワークをしていただきたいと思います。実際、しっかりたくさん支援を受けることで、施設を転々としていたケアニーズの高い子どもの養育が可能となった事例もあります。

次はリスペクトということです。どうしてもソーシャルワーカーさんや児相の職員さんは、私たちを上から評価するみたいな感じとか、里親さんたちは、何かいろいろあっても、次の子が来ないんじゃないかということで意見が言えないと。まだ対等になれていないかなと思うので、里親やファミリーホームの方々は、自分たちの生き方として家庭教育を担って社会的養護が必要な子どもの養育を選択しているわけです。だから、本当に子どもへの思いは強いです。でも、ソーシャルワーカーさんから見るといろいろな課題が見えるかもしれないのですけれども、まずは24時間365日子どもを育てている里親さんやファミリーホームに対してリスペクトを基本として対応していただきたいなと思います。

それから、次です。里子と別れる時への対応がまだまだなされていないかと思って、本当に思い入れがあって子育てをしています。それがあって子どもたちが安心感を獲得して成長につながっていくと思うのですけれども、その結果として、里子と別れるときの喪失感はずごく大きくて、不調のときの別れももちろん大きいのですが、よい形の移行であっても悲しみや喪失感を感じています。

私自身のことですが、4年間育てた自閉症の子どもと別れるときに、たまたま受診した

児童精神科医に別れるんですというお話をした時、この子の人生の土台をあなたがつくってくれましたよと言ってくれたので、本当に悲しい、もやもやした気持ちだったのですが、その児童精神科医の前で私も思わず泣いてしまって、ああ、この子と別れて、次のこの子の未来がいいものになってほしいなという覚悟ができた経験があります。

まだまだそういう寄り添ってくれる人は里親さんにはほとんどいなくて、もう一人の子どもの時は18年育てて措置解除の紙一枚を児相から渡されただけでした。、本当は児童相談所のケースワーカーやソーシャルワーカーさんが来て18年間の振り返りをしてほしかったなと思います。

この気持ちに寄り添って、別れのときや自立のときなど、話し合ったり振り返りの必要性があって、一生懸命育てたからこそ悲しみを感じるし、里子も里親も悲しんでいいということを理解してほしいなと思います。その喪失のプロセスとか振り返りのプロセスが次の里子と里親にとってはいい未来につながるのではないかなと思います。

次は専門性です。もちろんファミリーホームや里親に委託される子どものほとんどはトラウマを抱えていますし、発達にも困り感があります。発達について、アタッチメントについて、トラウマ、DV、虐待の影響、もう一つは実子を含めた家族全体の関係性、家族システムの問題など、そういう専門性を持ってしっかり対応してほしいと思います。

それから、アセスメントで援助計画を立てると思うのですが、やはり普通の施設と違うので、里子と里親さんの実力などを見極めて、そのファミリーホームと里親さんに合わせて実行できるようなサポートをしていく力が必要だなと思います。

次は多様性です。里親家庭とかファミリーホームにすぐ合わせそうとして不調になることもあるので、やはり子どもが育ってきた文化や発達の特性などは違って、そういう子どもたちを我が家庭に迎え入れることは、私たち里親は多様性が求められると思うのです。発達特性、寝ることや食べることを無理やりファミリーホームなどに合わせるのではなくて、その子その子に合った養育が必要になるときに、それに合わせないと不調になったり虐待が起きたりしてしまうので、ソーシャルワーカーさんは、子どもが新しい家庭に来て安心・安全を少しずつ感じていくように、その違いを合わせていくプロセスと一緒に考えてほしいなと思います。

それから、協働です。もちろん困っているときも相談したいのですが、それだけではなくて、子どもの成長と一緒に喜んでほしいなと思います。一人ではなくて一緒に子どもの成長を喜んでくれる存在は里親としても喜びにつながると思います。

それから、意見表明権ですが、DVとかで育った子どもの思いと実親の思いが相反することがあって、里親さんは子どもの思いを聞いて、当然子どもの側に立ってしまうので、実親から実際に攻撃されることがあったりします。そういうときは子どもの意見表明権などが守られるように、ソーシャルワーカーはこういう専門性を見つけてソーシャルワークをしてほしいし、すごく難しいのは分かるので、チームだとか、スーパービジョンなどはしっかり受けてほしいなと思います。そして、何よりも子どもに敬意を払って、自尊心を

高める関わりをして、子どもの力を信じて気にかける存在であってほしいなと思います。

「地域とつながる」ですが、ファミリーホームとか里親さんだけでいろいろな関係機関とつながるってちょっと辛いところもあって、方法論も分からなくてうまくいかないということがあるので、やはり社会とつながっていくということはすごく大切なので、なるべく孤立しないで子どもを育てていくためには、ソーシャルワーカーさんが必要な関係機関の役割をちゃんと理解して、里親さん、ファミリーホームが関係機関とうまくつながれるようにしてほしいなと。社会といい形でエンゲージメントができるようにしてほしいなと思います。

次に、地域の子育て支援におけるソーシャルワークが果たす役割ですけれども、私は児童発達支援センターで子どもたちとお母さんたちを支えているのですが、そのうち60%ぐらいは社会的養護の必要な子どもたちが通園してきています。その数が年々増えているということで、障害のある子の子育ては障害の受容の問題もあるし、子育ての困り感が高いということで虐待のリスクが高くなります。加えて、お母さんがアルコールやギャンブル、自分自身が虐待を受けていたとか、性虐待を受けているお母さんなどが結構いるのですけれども、あと、精神疾患やDVの被害など、やはりそういうお母さんたちは子育てどころではない、自分自身が生きるのに精いっぱいなので、より一層の支援が必要になってくるかなと思います。

実感としては、本当に地域の中にはこういう困り感を抱えた親子がたくさん住んでいると思っています。ですから、地域の子育て機関は、子どもを見るだけではなくて、家族を支えるという家族支援も重要だと思います。私たちのところでは、子どもへの発達支援は必要があれば夕方までとか、お母さんたちにはカウンセリングやグループカウンセリング、当事者の集まりである自助グループ、子育てが大変なときはショートステイとか、ヘルパーさん、こども食堂などの生活支援を行っています。24時間の夜のSOS電話は、1日大体3件ぐらいから電話がかかってくるのですけれども、とにかくトータルに家族を地域で支えて、虐待予防とか、子どものお母さんたちお父さんたちとの安心した暮らしにつなげていかないといけないと思っています。でも、この支援のスタートは、すごい専門家ではなくて、保育士さんたちが子どもの様子がどうなんだろうとか、そういうところからキャッチするところから始まっています。

支援を嫌がるお母さんもちろんいるのですけれども、そういうお母さんこそよくお話を聞いたりして、その後少しずつ支援を受け入れて、お母さん同士の結びつきができてエンパワーメントされると思います。

この例は児童発達支援センターでのソーシャルワークですけれども、地域子育て支援とか保育園に通じるかなと思います。

最後になりますが、北欧やアメリカに何度か視察などに行った経験があるのですけれども、相談には専門性や知識も当然必要ですけれども、それに加えて「気さくさ」が挙げられていました。誰にも言えない辛い気持ちや弱さを語ってくれるためには、気さくさ、相

話しやすさというものが必要であると思います。今まで誰にも言ったことのない気持ちを話すわけですから。

それから、子育てがうまくいかないのはお母さんのせいだとまだまだ言われることがあるので、やはりもっと専門的に、お母さんの育ってきた背景や環境などの要因をちゃんと把握して、お母さんのせいにしないで、これまでの大変さや努力をねぎらっていくことが大事だと思います。

そういった意味で、地域のソーシャルワーカーはこうあるべきだというパターンリズムに陥らないで、多様性を尊重して、当事者の力を重視して、子育て中のお父さん、お母さん、子どもへのリスペクト、それから、もちろん専門性を持って、子どもたちのために他機関と協働する力が求められていると思います。

以上です。

○山縣座長 北川様、ありがとうございました。

これから質問のほうに移りたいと思いますが、委員の皆様には今までどおり、参加者のところをクリックしていただいたら、右下のほうに「手を挙げる」という機能が出てきますので、この「手を挙げる」の機能を使って発言していただきたいと思います。

どなたからでもどうぞ。いかがでしょうか。

では、藤林委員、奥山委員の順にまず行きたいと思います。

藤林委員、よろしくをお願いします。

○藤林委員 藤林です。

北川さんにはいつも教えてもらうことがたくさんありまして、今回も里親、ソーシャルワークの一番基本というか理念のところをお話しいただいたのではないかなと思っています。

その中で2点質問させていただきたいのですけれども、私は児童相談所長を長年やっていて、通常の子童福祉以上に、里親さん、里親ソーシャルワークというのは独特の難しさであるとか、独特のセンスが必要ではないかなと思うのですけれども、北川さん個人とか、全国のファミリーホーム、里親さんの方々の意見の中で、こういった専門性の高い里親ソーシャルワーカーに出会うことは物すごくまれなことなのか、そこそこに出会っていらっしゃるのか、その辺の里親さんを支えるソーシャルワーカーの専門性を持った方はどのぐらいいらっしゃるのかというのが1点目の質問です。

2点目は、児童発達支援センターの施設長として、今度はソーシャルワーカーを雇用する立場になったときに、児童発達支援センターで困った家庭、お母さんに寄り添うようなソーシャルワーカー、気さくなソーシャルワーカーを確保するということが簡単なことなのか、非常に難しいことなのかという人材確保の観点でお考えがあればお教えいただきたいなと思います。

○山縣座長 では、内容は繰り返しませんけれども、藤林委員からの質問2点について、北川さん、よろしくをお願いします。

○北川様 私自身の経験で言えば、やはり里親のことをよく分かっているソーシャルワーカーに出会うのは難しいと思います。というのは、児童相談所のソーシャルワーカーは今のところすぐ変わってしまうので、それはできないというか、そのときそのときはいい方に出会ったりしても、継続的に私たちの思いを話したりとか、それは人ではなくて仕組みとして今のところは難しいと思っています。

あと、ソーシャルワーカーさんも分からないので、結局、里親さんが傷ついてしまうようなことが、施設と同じように子どもを連れてきて、必要がなくなったらすぐ連れて帰るみたいな、施設と同じようにと言ったらちょっと語弊がありますが、そのデリケートさをもっと分かってほしいのだけれども、そこら辺の教育などもあまり受けていないのかなと思います。

児童発達支援センターのソーシャルワーカーは、私たちは子どもたちの支援とか、お母さんの困り感に即対応したり、夜間とか大変な家に行ったりする中で、実践的にソーシャルワークが身についてくるというところがあって、そんなに人材がいなくて困っているということではなくて、みんなよくお母さんたちの立場に立って頑張ってくれている。というのは、障害のある子のお母さんはマイノリティーでいろいろな思いがあるので、社会である私たちがしっかりつながろうとしないと、社会とのつながりを持つのが難しかったり、社会を信頼しなかったりするので、そこら辺はソーシャルワーカーの人たちがお母さんたちとの絆というか、エンゲージメントが家族の幸せにつながると分かって動いてくれていると思います。全員とは言えませんが。

○山縣座長 ありがとうございます。

続いて、奥山委員、お願いします。

○奥山委員 北川さん、ありがとうございます。

1つ目はコメントなのですが、先ほど北川さんのほうからも施設でうまくいかないから里親へという話が出たのですが、結構それが多くて、年齢の高い子が里親さんやファミリーホームに行っている率が高いのですよね。数字で見てもそれがあ程度見えてくるので、児相にいても、結局子どもにとってどちらがいいのということを最初に考えるのではなくて、どこかアベイラブルなところとにかく預けるんだみたいな感じになってしまっている。そうせざるを得ない社会資源なのかもしれないけれども、それが大きな問題かなと思っています。

2つ目は、多少北川さんからさっきの御質問で御意見があったのですが、里親さんへのソーシャルワークを児相が抱えるべきなのかどうかというところは私は疑問で、本当はフォスターリング機関、あるいは乳児院のようなところが委託を受けて、そこからその所属の里親さんに、社員になるのかどうかよく分からないのですが、お願いをする、あるいはファミリーホームにお願いをするというような形で、里親さんあるいはファミリーホーム専門のソーシャルワーカーが必要なのではないかなと思っています。その辺はいかがでしょうかということと、障害を持った子が非常に多いということで、障害の

社会資源との連携はどのように考えておられるかということが一つ。

そして、最後に、先ほどDVの話とかいろいろ出ましたけれども、児童相談所に入って見て、家族を変える力が弱いのかなということを最近感じているところです。保護する、子どもを何とか守るということはできていても、保護した間に家族を変えて帰していくということが難しい。そここのところも児相でいいのかどうかというところを専門性として私は最近疑問に思っていて、民間団体とかそういうところで、家族を変えるのをやれるところに委託したほうがいいのかなどか思ったりもするのですけれども、その辺、御意見があったら伺えればと思いました。

以上です。

○山縣座長 質問は大きく3つございました。その3つのうちの1番目と3番目は共通した部分があったわけですがけれども、北川さん、その辺、お答えをいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○北川様 児相ができないことはないと思うのですけれども、措置権者なので、里親さんたちは今の児相にはなかなか本音を話せないと思います。民間機関で、先ほど言った里親の喪失感の大変さや思い入れがあるから泣けるんだというデリケートな部分をしっかり分かって寄り添ってくれる機関がいいのかなと思います。

あと、家族を変えるということも、児相の公的機関ではかなり難しいかなと思います。実践としてあればいいのですけれども、やはりさっきの気さくさで寄り添って、私たちのところも別に立派なことはしていないのですが、実際、虐待のあったお母さんの子どもが障害児だったわけで、その子を里親としてうちの法人の中の里親さんが見て、そのうちお母さんが元気になって、実は保育士さんだった。子どもはすぐ引き取れないけれども、うちで一緒に働いて、日中は少し子どもの姿を見ながら外泊を増やしている例があります。家族がすごく大変なときは離れてもいいのだけれども、少しずつこの子との暮らしに希望を持てるような家族支援が大事かなと思うし、お母さんたちが離れたことに罪悪感を感じないで、優しい感じの支えをしていく中で、お母さんたちが変わっていくのかなと思います。

先生、あともう一つは何でしたか。

○山縣座長 障害のあるお子さんたちの地域資源との連携をどのようにつくっているかという話ですね。

○北川様 先ほど言いましたように、障害児は障害児で地域に存在しているのではなくて、障害があってもお母さんにアルコール依存があったり、おばあちゃんが覚せい剤だったり、一つの問題で来ているわけではないので、要保護家庭のベースは同じだなと私は思うのです。けれども、障害の特性に合った支援はしていかないといけないので、いろいろな子育て機関や保健センター、包括支援センターなどと一緒につながって、保育園とかともつながって、障害のある子の専門性を生か支援に私たちの役割があるのかなと思います。特に特別な機関ということではなくて、いろいろな役割の中の一つと思っています。

○山縣座長 ありがとうございます。

もう一方ぐらいいけると思うのですけれども、質問がある方はいらっしやいませんか。

では、相澤さん、よろしくお願いします。

○相澤委員 今、お話を聞いていて、やはりこれからの里親さん、短期間で預かって、家庭環境調整なども里親さんの一つの役割に今度は法律でなりましたけれども、市町村と連携して、要対協などつながって対応していくような、いろいろな社会資源を活用したりすることも必要になってくると思いますが、市町村との連携とか要対協との連携みたいなことについて、北川さんのお考えがあったら教えていただけませんか。よろしくお願いします。

○山縣座長 では、北川さん、お願いします。

○北川様 それは児童発達支援センターとしてですか。

○相澤委員 いえ、里親としてですね。

○北川様 里親として。ただ、ファミリーホームや里親はどちらかというとなら養育する側なので、ソーシャルワークとなると、またその辺は今回のフォスタリング機関のソーシャルワーカーの大事な仕事かなと思います。もちろん要対協とか市町村にコミットして、ちゃんと仕組みなども知っておく必要はあると思うのですけれども、どちらかといえばソーシャルワーカーにそこは頑張ってもらいたいかなと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

では、私のほうから1つ。北川さん、お願いします。

ソーシャルワーカーを雇う側、発達支援の所長としての話の中で、ソーシャルワークの能力は経験の中でもどんどん広がって行って特に困っていませんというざくっとした趣旨の説明があったと思います。その場合、例えば私たちは今、専門職の資格をつくるかどうかという議論を一方でやっているのですが、今ある社会福祉士として、あるいは精神保健福祉士としての資格を持っておれば、あとは実務経験とか研修等で、児童発達支援の特別の資格、あるいはファミリーソーシャルワーク等の特別の資格をつくらずとも、今あるものをベースに深めていけば大きな問題はないのだというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。そういう趣旨ではなかったということなのでしょうか。

○北川様 いえ、私は子どものソーシャルワーカーは必要だと思っています。

○山縣座長 専門の資格が要するという意味。

○北川様 そうです。というのは、やはり子どもは育ちの時期です。この時期のアタッチメントの大切さとか、そういうお母さん支援とか、将来にわたって影響するすごく大切な時期なので、そこに特化したソーシャルワーカーがしっかりと働いてもらわないと思っています。今の社会福祉士では全然足りないかなと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

ほか、特になければ、大体30分近くになりましたので、これで北川さんからのお話と質疑は終わらせていただきたいと思います。北川さん、どうもありがとうございました。

○北川様 ありがとうございました。

○山縣座長 では、続いて、ブローハン聡様のほうから、その後、畑山さんからも少しお話を聞こうと思います。

ブローハンさん、よろしくお願ひします。

○ブローハン様 よろしくお願ひします。

本日は貴重な機会を設けてくださって、本当にありがとうございます。

私は本日、社会的養護の経験者としての立場からお話をさせていただきます。ブローハン聡です。よろしくお願ひします。

資料の2番から5番をお話しするに当たって、初めに私の生い立ちを簡単にお話しできればなと思っております。

書いてあるとおりなのですが、私は1992年生まれで、今、28歳になりました。外国籍の母親と日本人男性との間に生まれて、隠し子、非嫡出子として生まれてきて、無国籍・無戸籍のままいました。4歳から11歳の間、新しいお父さんと一緒に暮らしていたのですが、そこでは日々虐待を受けていて、本当に意識がなくなるまで平手で殴られたり蹴られたりということもありましたし、横になっているときに枕を横に載せられてそこでジャンプされたり、サッカーボールみたいに蹴られたり、首を絞められながら水風呂の中に入れられたり、寝ているときにわさび、からしを塗られたりということがありました。その中で、11歳の頃にライターであぶられるという経験、皮膚に当てたりとか耳に当てたり、そして、お尻のほうによくライターを当てられる時期があって、そのやけどを小学校の担任の先生が見つけてくれて、一時保護所に保護されました。一時保護所経由で児童養護施設にいたというのが私の簡単な背景になります。

その中で、一時保護所に入る前、小学校でやけどが見つかったときに、すごく見つかってしまったというような気持ちがあったり、またそこに戻されるんじゃないかなという恐怖がそこではありました。

今回、「2. 一時保護所や児童養護施設において権利を保障されていたか」というところで、子どもの権利条約にのっとって私のほうでテキストを簡単にまとめたので、お話しさせていただきます。

一時保護所に入るまではさっきのような日々命を脅かされるような日常があったので、児童養護施設に入所して安全と衣食住が守られました。また、義父と会わなくなったことで安心して寝られるようになったというところなのですが、私自身、児童養護施設に入ってから約2年間から3年間ぐらひは夜寝るときに足音一つで起きてしまうようなことが多かったのですが、3年ぐらひたった頃には安心して寝られるようになったというところで、私はかなり安全は守られていたなと感じています。

また、自分の唯一の支えだったのがお母さんだったので、母と会う機会を設

けてもらったり、母親が亡くなった際にもちゃんとそのことを伝えてくれました。

そして、一番下の緑と紫のところなのですけれども、無戸籍であることだったり、無国籍であるというところで、母親が亡くなった後、私自身の証明をすることがとても難しかったのですけれども、ケースワーカーさんや児童養護施設の先生たちがすごく頑張ってくれて、フィリピン国籍を取り、さらに行方不明だった父親を捜してくれて、17歳の頃に無事に日本国籍を取得できました。その際に強制送還の話が何度か出てきたりしていたのですけれども、よその国に連れ去られないという権利も保障されていました。

「3. どのような事をソーシャルワーカーに望んでいるか」というところです。「(1) 一時保護中のケースワーカーとの関わり」というところで「①子どもの理解力や特性、心の状態に合わせた説明を」、ケースワーカーの役割と関わり、安全に守られていること、児童養護施設や里親のことということで例を挙げたのですけれども、私自身が外国籍のルーツを持っているということで、なかなか日本語がうまく話せなかったという生い立ちがあり、私の特性の状態に合わせて説明をしてほしかったなというところがすごくありました。例えばなのですけれども、ケースワーカーさんとかはどのように僕と関わっていて、ケースワーカーさんの役割とは何だったのだろうなということやちゃんと説明されていなかったです。

あと、安全に守られていることと書いたのですけれども、私が一時保護所にいる間、義父の存在がずっと心の中に残っていたので、もう安全だよということを何度も言ってもらいたかったという気持ちがありました。

そして、自分がこの先どうなるかということが分からなかったのですけれども、児童養護施設のことや里親のことを説明する際に、話し方だったり、あと、説明はしてくれるのですが、言語が少し乏しいところもあったので、絵やイラストを用いて説明してほしかったという気持ちがあります。

(1) の「②児童養護施設や里親家庭を経験し、選択する機会を」です。ここは仕組み的にはすごく難しいかなと思っているところはあるのですけれども、僕らは大人たちが決めたことで移動して環境が変わっていくことが多かったのです。なので、ここは本当に要望になってくるのですけれども、児童養護施設や里親家庭などを経験することだったり選択する機会があればいいなと思って書きました。

「(2) 施設入所中のケースワーカーとの関わり」なのですけれども、先ほど質疑応答で北川さんが答えていた部分もあるのですけれども、ケースワーカーさんが何度か替わっていたというところがありまして、事前に知らせがないまま突然新しい人に替わっていたということが何度かありました。なので、その際に、事前に替わるということを知らせてほしかったり、あとは新しく来る人も、前の人と新しい人をちゃんと顔を合わせた状態、信頼できる状態で替わってほしかったという気持ちがありました。

「②児童養護施設の職員や里親が隣にいない状態で話をしたい」というところで、ほかの社会的養護の経験者から、里親がいる前で自分のどうしたいかなどのお話をしているとき

に、やはり隣にいると気を使ってしまったりということがあったので、それは1対1の状態だったり、最初は安心していう状態から、ちょっとずつ1対1の関係で話をするような空間があればという声が上がっていました。

「4. 児童相談所職員、施設職員に求められる人材」というところです。私は心理士さんが必ず月に1回話をしてくれる機会があったのですが、私と挨拶とかはするのですけれども、信頼がまだできていない状態でいきなり心理テストを出されたという経験がありました。その際に、僕も含めてほかの子たちから声が上がったのが、回答次第で措置先が変わってしまうかもしれないのでいい子を演じようとしていたり、私は逆に、ツールを使って自分のことを知らないのに絵で私自身のことをはかろうとしているんじゃないかなという不安があったので、関係を築く前のいきなりのテストはすごく不安がありました。

また、週末里親という制度があって、その事前の説明を受けていたのですが、週末里親を利用して、1年ぐらいたった頃に突然連絡が来なくなってしまったのです。児童養護施設にいたときに週末里親はすごく魅力的だったのですが、突然連絡が来なくなって、どうなったのだろう、自分は捨てられたのだろうかというような思いがあったので、利用できなくなるのだったらまたちゃんと事前に説明してほしいという気持ちもありました。

4番の「(3) 早期からの自立訓練とプログラムの充実を」です。ここは、今日はアフターケアの話までは進められなかったのですが、私自身、施設を出た後、自立する際にいろいろな面ですごく苦労しました。自立訓練プログラムというものが私の児童養護施設にはあったのですが、実際に自分の住んでいたユニットから離れて、一人で自立訓練室というところで一人暮らしの体験をするというような機会があったのですが、食事だったり、あとは環境が全部そろっていたので、一人で離れてそこで生活することだけしか学ぶことができずにいました。なので、そういったところで金銭管理の感覚だったり、あとは、児童養護施設にいたりすると光熱費などが出てこなかったりするので、実際にもっとリアルな体験を職員さんと一緒に考えてやりたかったなという気持ちもありました。

最後に、「5. 社会的養護の子どもたちに関わる全ての大人に知っておいていただきたいこと」は、このまま読み上げます。

子どもは、関わった「大人」や身近な「大人」を通して社会を見ます。

心の拠り所がない子どもたちには、怒りや不安、言葉にできない感情があります。それを「見守っているよ」と伝えていただきたいです。

「自分の人生に自分がいない」「大人達が考えて決めてくれた環境に身を置いていた」当事者からは、こんな声も聴こえてきています。社会的養護の制度に僕は命を救われました。だからこそ、子どもの「声」を聴いてほしいという願いがあります。

子どもの意見に耳を傾け、思いや不満を受け止めます。そして、もし子どもがその状況を変えたい、自分の意見を周囲の大人や社会に伝えたいと思う場合、どうすればいいかを

一緒に考え、子どもが選択できるように情報を提供し、行動を支援するということをしてほしいと思っております。

発表は以上になります。御清聴ありがとうございました。

○山縣座長 ありがとうございます。画面を通してですけれども、ブローハンさんとお会いしたことに本当に喜びを感じています。また、非常につらい話、言いづらい話を分かりやすく丁寧に委員に伝えていただいたこと、感謝をしたいと思います。構成員を代表してお礼を申し上げたいと思います。

続いて、短時間になるかもしれませんが、畑山さんも来ていただいておりますので、5分程度お話をさせていただいても結構かと思えます。

畑山さん、よろしくお願いします。

○畑山様 ありがとうございます。

初めまして、畑山と申します。どうぞよろしくお願いします。

私は0歳から18歳まで社会的養護の下で育ちました。現在はファミリーホームの補助員と、里親さん、里子さんをサポートするNPOで働かせていただいています。

本当に簡単ということですので、質疑応答で詳しくお話しできたらと思いますが、今回、子ども家庭福祉で支援をする者の資格の在り方ということのお話を聞かせていただいた際に、やはり資格ありきでは子どもたちが本来必要としている支援にはつながりにくいのかなと思えました。それは、子ども福祉の仕組みに対しても課題はあるのかなと思いますが、子どもたちと関わる中で、専門性というのは本当に重要ではあるのですけれども、先ほど北川さんもおっしゃっていたように、ファミリーホームであったり里親さん、また、児童養護施設、子ども一人一人が抱えている背景や困り事は違うので、どれだけ現場や子どもたちの声を聞いて寄り添えるのか、共感ができるのかが一番重要になってくるのかなと思います。先ほど北川さんがおっしゃっていた気さくさというのは、人材というか、子どもが支援者の方にヘルプを出す際に一番大切なところかなと思います。

資格をつくるのであれば、それこそ講座等で現場の声を伝えるように、今回当事者を呼んでいただいたように当事者が講師となってお話しさせていただける機会等も必要かなと思います。

本日は当事者の声を聴く機会をつくっていただいて、本当にありがとうございます。どうぞよろしくお願いします。

○山縣座長 ありがとうございます。

私は畑山さんとは数年前に出会って、いろいろなインタビューをさせていただいたことがあるのですけれども、当時からさらに成長している姿を見ることができて本当にうれしく思います。

では、委員のほうから質問をさせていただきます。委員の方、お二方来ていただいておりますので、どちらかを指名していただく、あるいは共通の質問というような形で仕分けをしていただけたら非常にありがたいと思います。

最初に津崎委員、お願いします。

○津崎委員 貴重な体験話を聞かせていただいて、本当にありがとうございます。

ブローハンさんが書かれておられる、お話もされましたけれども、心のよりどころですね。施設で育とうと、あるいはファミリーホームで育とうと、里親で育とうと、要は心のよりどころがあるかないかがその後のその子どもの成長や安定が圧倒的に違う。大切な要素のように思っています。

そういう意味で、ブローハンさん、畑山さんは誰が心のよりどころになったのか。あるいは、心のよりどころを確保するためにどういう工夫、対策があるとそれが確保できるようになるのか。その辺のお考えがあれば教えていただければ幸いです。よろしく申し上げます。

○山縣座長 ありがとうございます。

お二方ということなので、自分自身の経験、あるいはほかの仲間の声も含めて、では、ブローハンさんのほうから先にお話ししたいと思います。よろしく申し上げます。

○ブローハン様 よろしく申し上げます。御質問ありがとうございます。

私の場合においては、虐待が心にずっと、障害ではないのですけれども、精神的に来ていまして、人を信用することにすごく時間がかかったのです。なので、私の場合は、社会に出てからちょっとずつ自分を内省していくうちに変わっていった部分があったので、ほかの誰よりも母親が一番の軸にあったというところが私の心のよりどころにはなってきました。ただし、虐待下でない、安全な環境をずっとつくってくださっている職員さんに関しては、ある意味安全な場所にいるというところがすごく大きなポイントにはなっていて、今回の機会を元に、自分が何の権利を守られていたかということを改めて確認したときに、そういうふうにやってくれていたんだなと思っていました。

あとは、児童養護施設の一つの問題なのですけれども、例えば中・大舎制でいわゆる10人から15人で住むようなユニットになってきますと、どうしても一人に時間を割けない部分があったり、体制によっては職員さんが何度もその日に替わっていくので1対1の時間が取りづらいというところがありますので、そういった意味では、一人に向き合う時間を多く増やすというのはポイントになってくるのではないかなと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

続けて、畑山さん、お願いします。

○畑山様 御質問ありがとうございます。

私に関しては、同年代で育った子どもたちがいたので、同じような経験をした子どもたちと同じような経験を共有したというところが私は一番よりどころになっていたのかなと思います。また、出た後に関しても、皆さん社会的養護特有の課題にぶつかっていくのですけれども、そこを解消していくことというのは、一般の友達にお話しさせていただいたり、大人に話をしても、なかなか共感していただけないで具体的な解決策を得にくかったりする場合があるのですが、そういった際も、やはり同じような経験をしたピアサポータ

一、メンターになるような方との出会いがあったからこそ、自分の心が折れずに課題を解決していくことができたのかなと思います。

また、今関わらせていただいている子どもたちにおいては、家庭から切り離されて一時保護所に入った子どもは、一番最初に出会った支援者の方が本当に自分の安心できる存在だとおっしゃっていたのですけれども、そういったときに1年でケースワーカーさんが替わってしまった、自分が一番安心して話をできた方が替わってしまったことで、それこそどこに自分の心のよりどころを持ったらいいのかなという声もあるので、一番最初に出会った大人、自分が信頼できた方との継続的なつながりを確保する、保障することが重要なのかなと思います。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

才村委員、安部委員、栗原委員、西澤委員の4人から手が挙がっております。お二方の話を聞きたいところなのですが、どちらかに説明していただくとたくさんの委員から御質問ができるかと思しますので、できるだけ絞り込んでいただけたら幸いです。

才村委員、お願いします。

○才村委員 お二方、貴重な御意見を頂戴しましてありがとうございます。

ブローハンさんにお聞きしたいと思うのですが、まず担当とケースワーカーが次々と替わると。それについて説明もない。また、その役割についても説明がないとおっしゃったと思うのです。これは裏を返せば、それだけケースワーカーに対して期待も大きく持っていたのかなと思います。

先ほど津崎委員から御質問がありましたけれども、心のよりどころという言葉がありました。ただ、ケースワーカーは確かに子どもにとっては人生の危機的状況の中でめぐり合う人種であるけれども、ずっと関わるわけではないですよね。そこでお伺いしたいのは、あなたにとってケースワーカーとはどういった存在なのか。期待と現実があると思うのですけれども、その辺り、お考えをお聞かせいただければと思います。よろしくをお願いします。

○山縣座長 では、ブローハンさん、よろしくをお願いします。

○ブローハン様 ありがとうございます。

まず前提で、恥ずかしながらなののですが、社会的養護のインケアの中にいるうちは、ケースワーカーさんは、そもそもこの人は何なのだろうみたいなのがよくあって、全然役割が分かっていなかったというのが一番正直な思いなのです。自分が当事者として活動して初めてケースワーカーという役割がいたんだということがやっと分かってきました。もちろん物を覚えるのに時間がかかるという僕のもったいもったいもったいもったいもったいも、ただ、ケースワーカーさんの任期だったり、替わるといふことの丁寧な説明をしっかりとっていていたらちょっと変わっていたのかなという事は思っています。やはり突然替わってし

まったというところで、代わる代わる来る人たちは何の人なのだろうという思いがずっとあって、まず丁寧な説明。そして、ずっと関わるわけではないというのは、もしそういう形なのであれば、それも説明が必要になってくるのではないかなと思っています。

畑山さんからあったのですが、僕も1人だけ、ケースワーカーというのはよく分かっていないのですけれども、何か月かに1回スーツを着た女性の方が来てくださっていて、その方がケースワーカーさんだったのです。その方が、あなたはよく今まで生きてこられたねと声をかけてくださったときに、この人はもしかしたらちょっと話をしてもいいかもしれないという思いがあったのです。なので、難しい言葉ではなく、すごく自分の目線に合わせて、そして、自分を受け止めてくれた人が初めてだったので、その中で唯一覚えている方でした。

○才村委員 ありがとうございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

続いて、安部委員、お願いします。

○安部委員 畑山さんにお聞きしたいのですけれども、今のブローハンさんの話とも重なるのですが、私は昔、児童相談所で働いていたのです。そうすると、措置権は持っているし、子どもの処遇には責任があるのだけれども、日常的には施設だったり里親さんにある意味任せていて、詳しいことが分からないというところがあった。だから、今、嫌なことはありますかとか困ったことはありますかということは聞くのですけれども、委託している子どもさん、例えば畑山さんが施設に入ったり里親さんに行ったりするときに、日常生活だとかふだん考えていることはなかなか聞けないので、面会したとき、自己紹介をして立場を言ったとしても、それ以上に、本当に権限とすればいっぱい持っているのだけれども、しなければいけない立場でもあるのだけれども、具体的なことがなかなか分からないというジレンマがあった。

だから、そういうときにどんなことに気をつけたらいいとか、もしくは日常生活のケアと離れた児童相談所の職員、児童福祉司とかがこう動いてくれればいいと。それは元社会的養護の立場でもいいし、今、ファミリーホームの支援者として働いている立場でも構わないと思いますけれども、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○山縣座長 畑山さん、よろしくお願いします。

○畑山様 ありがとうございます。

私は経験者のとき、当時でいうと、やはり面会の部屋で会う職員というような認識なので、特に自分のことを、先ほどブローハンさんも言ったように、何か文字を書いていることを診断しているとか、何か判定しているのかな、また、ここで言ったことを誰かに共有されているのかなという思いがある中で、なかなか安心してしゃべれなかったという思いがありました。

けれども、児童養護施設であればいろいろな職員さんがいて、子どもたちはいろいろな大人の方に頼ったり甘えたり、ちょっと離れてみたりする人間関係をつくれるのはいいの

ですけれども、里親家庭のお子さんでいうと、里親さんとの関係性だけなので、親のことを相談したいなと思ったときに、親のことを里親さんに相談するのはかなり気が引けたり恥ずかしかったりするのです。そういったときに、やはり第三者の方、また、親のことであったり、自分自身のことを知ってくださっているケースワーカーから親のことを聞くというのは安心して受けられたりする場合があったりするのです、そういった役割を持っていただくことも高年齢児に関しては必要なのかなと思ったりもします。

また、思うのですけれども、特に高年齢児においては、本人の障害特性について里親さんから話をされても納得しづらい場合もあります。そういったときに、里親さんから障害特性のことを介されるって子どもたちはかなりきついと思うのですけれども、そういったときに中間的な役割として、あなたのことをこの特性に関して私はケアしますよというような立場を明確にさせていただくと、子どもたちは頼りやすかったりするのかなと、今関わる子どもたちを見ると思ったりします。

今、私が関わらせていただいている児童相談所の方はすごくいいなと思う部分が1つあって、それは、面会室では会わないのです。時々ふらっと里親さんのおうちに来て、今、どんな勉強をしているのとか、日常の中に入ってくださる方がいらっしゃるのです。そうすると、この人は私のふだん困っていることはある、というような、いきなりふだんの生活を知らないのにしゃべるのではなくて、ふだんの生活を知っている延長線上に相談できる人というような認識が持てるので、そういったちょっと枠からはみ出したような体制ではないですけれども、そういったものができたらまたいいのかなと思ったりします。

○山縣座長 ありがとうございます。

先ほどの西澤委員の後に藤林委員からも手が挙がっております。時間の関係で、一旦藤林委員のところでは質問者は制限させていただいて、時間があれば次の質問を伺いたいと思います。

この段階で増沢委員も参加されました。

では、栗原委員、お願いします。

○栗原委員 栗原です。

私が聞きたいなと思ったことは才村さんが大体聞いてくれたので、時間の関係もありますから、西澤さんにお譲りします。すみません。

○山縣座長 分かりました。

西澤さん、よろしくお願いします。

○西澤委員 了解しました。

ブローハンさん、畑山さん、つらい話も含めて聞かせていただいて、本当にどうもありがとうございました。

お二人にたくさんのことを伺いたいのですけれども、時間の関係で1点だけに絞らせていただきます。

先ほど言われていた中に専門性の問題がありましたけれども、専門性というよりは、ど

ちらかというよりどころであったり、あるいは共感性というようなこと、共感するということを言われましたけれども、私にとってはそれは最大の専門性なのですけれども、心のよりどころになるということや共感するということが専門性というものは違うとお考えなのでしょうか。そこをお聞かせいただければとてもありがたいです。御兩人どちらからでも結構です。

○山縣座長 ありがとうございます。

非常に難しい質問かもしれませんが、これは私も非常に興味がありますので、お二方、簡単に思いを伝えていただけたらなと思います。

では、畑山さん、お願いします。

○畑山様 ありがとうございます。

とても難しいです。専門性というよりかは、そういったよりどころになる人はある種人間性の部分が豊かであったり、あなたのことを理解していますよという言葉が子どもたちでも分かるような言葉で伝えてくれる。資格であるとかかなりマニュアル化されているとか、あなたのことは聞いたけれども守秘義務だからほかの人には言えませんというような、型にはまったようなやり取りをされる印象があります。

なので、人間性でいうと、先ほど藤林さんが質問されていたように、めぐり合いましたかとかそういった人に会いましたかというのと近いのかなと思うのですけれども、私はあなたのことを理解していますよ、ケースとして扱っていないですよというような表示をしっかりとくださっている、今あなたとの関わる時間、この時間だから聞いていますよという、言葉の選び方もそうだと思うのですけれども、ブローハンさん、追加で。

○山縣座長 では、バトンを渡されましたので。

○ブローハン様 本当に人間性に限るなというのはもちろんあるのですけれども、さっき畑山さんが言った中で、ケースとして捉えている人は何か機械的なものを感じたりするのです。子どもはすごくそこが敏感であって、例えば話を聞いていて全部書いているときに、自分の話を全然聞いていないような感じがしていて、内容とかを見ると全然違ったポイントを書いたりしているのです。だから、そういうものを見ると、この方は自分の主観に置いて僕のことを見ている。1対1の関係の在り方ではなくて、単純に一人の子ども、たくさんあるうちの一人というふうに常に思っていると、それが伝わっていくものになってくるのではないかなと思うのですけれども、最後、まとまりきれなかったです。すみません。

○西澤委員 ありがとうございます。二人が捉えておられる専門性というものがよく分かりましたけれども、私たちが目指している専門性はそれとは全く違うところにあるというか、共感する力とか、あるいは理解しているよと言う前に理解しなければいけないわけですよ。さっき社会的養育特有のおっしゃっていた部分もあって、そういうものを含めて専門性だと思っています。でも、お二人が思っている専門性というものはこれで分かりましたので、本当にどうもありがとうございました。

○山縣座長 ありがとうございました。

では、藤林委員、お願いいたします。

○藤林委員 時間の制限がありますので、簡潔に質問したいと思うのですが、今、西澤先生が言われたような、そういう専門性をどのようにしてソーシャルワーカーが養成課程の中で身につけていくのかということを考えて場合に、畑山さんが最後のほうに当事者が意見を言う、語るということはとても重要だと言われたのですが、私も実際にそんなふうに思っています。

ここからは質問なのですが、全国の当事者の方々のグループがあって、実際に大学とかそういったところにお話しに行く機会が増えているのか、またはあまり変わらないのかという点と、実際にお二人が行かれたかどうかは知らないのですが、もし行かれた場合の、大学側の受入れ方とか、そこで傷ついたりとか、とてもよかったとか、我々にお教えいただけるような御経験があれば御教示いただければと思います。

以上です。

○山縣座長 これも経験なので両方に聞いてみたいと思います。

ブローハンさん、よろしくお願いします。

○ブローハン様 私が当事者活動とって自分の声を上げて活動し始めたのは2年ぐらい前なのですが、その中で、大学からの依頼が今年だけで4件ほどいただいていますので、全体的にどう増えているかという数は把握していないのですが、ほかの方も大学の講師として呼ばれたという話を私の周りでは聞きます。

自分自身が当事者活動をするのにおいて、いろいろな団体に所属しているのですが、ある団体では自分が発言するのに当たって自分の身を守るための方法を学んでいたのですが、傷つくということは私自身はありませんでした。ただ、僕ではないほかの当事者の方が、それを知らずして話したときにきつくなることだったり、安心して話せるような空間だったり、あと、自分が話し過ぎてしんどくなってしまうというようなことを理解しないまま行ってしまうとつらくなるのではないかなと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、畑山さん、お願いします。

○畑山様 ありがとうございます。

私も当事者活動を6年ほどさせていただいているのですが、始めた当時は、地域の里親であったり、社会的養護について理解を深めようということで、地域の方への啓発が多かったのですが、今は特に学校関係、大学、大学院、また、児相や施設職員さんの、それこそ本当に人材育成の部分で研修が増えてきている印象はあります。

また、傷つく、傷つかないという部分では、最初の研修を依頼が来たときにしっかりと詰めないとかかなり深く掘られてしまったり、どこまで話してもいいですよ、話してはいけないですよというような当事者との線引きをしっかりと最初のうちにおかないと、後々しゃべり過ぎた、傷ついていたというような人は結構いるかなと思いますので、そこは当事者への理解を持った上で、ここまではしゃべれますよ、ここまでは期待していますよと

というようなすり合わせがあったら、そういった傷つき経験は減っていくのかなと思います
が、アンケートを取ったりした後のフィードバックを必ず当事者にはしてほしかったり
します。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

貴重な体験、示唆をいただいたと思います。お二方、ブローハンさん、畑山さん、非常
に貴重なお話を聞かせていただいてありがとうございます。かつ、お二方とも、当事者
の方々の支援活動をしておられると聞いております。今後も自分自身を大切にしながらも、
仲間のために活動していただきたいと思います。

本日は本当にありがとうございました。

では、一旦ここで休憩を取ろうと思います。10分後には必ず再開します。皆さんのおそ
ろい様子を見ながら、7～8分後をめどに再開したいと思いますので、少し休憩をいた
だきたいと思います。

(休 憩)

○山縣座長 ほぼ10分たちました。予定の時間になりましたので、再開したいと思います。

この間、チャットのほうを見ていただきますと、加藤雅江委員から御意見が出ておりま
すので、趣旨を代読することで議事録に反映させていただきます。

趣旨は、処遇会議、援助方針会議ということだと思いますけれども、援助方針会議で子
ども自身の声をしっかり反映されるべきだということです。そういう形で、いろいろなプ
ロセスにおいて子ども自身の声、御家族の声を反省させるための努力、実現が必要だとい
うことをメモさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

では、後段のヒアリングに入っていきたいと思います。

最初に、岡山県の薬師寺様のほうから御意見を頂戴したいと思います。

薬師寺さん、よろしく申し上げます。

○薬師寺様 よろしく申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。資料3-1と3-2が私の資料になります。

横向きで資料の右下に2と書いてある「岡山県の児童相談所について」が岡山県の児童
相談所の概要となっております。概要は見てのとおりです。今回、岡山市との人事交流に
触れてほしいとの依頼でしたので、岡山市の児童相談所の概要も右下に入れてあります。右
上太字の岡山県児童相談所の管内人口は、県の児童相談所だけの人口となっております。
1948（昭和23）年の開設以降、児童福祉司や児童心理司を専門職が担っていることだと思
っております。しかも、社会福祉基礎構造改革に伴う行革などの影響もありまして、近年
は福祉系の専門職が配属される部署が、ほぼ児童相談所となっております。そのため福祉
系の専門職は、県内3か所にある児童相談所をぐるぐる回りながらキャリアアップしてい

くこととなります。私も福祉系の専門職であり、現在の部署に配属される前は、津山児童相談所で課長をしていましたが、既に2周目の配属となっております。つまり、20歳代の頃に津山児童相談所へ児童福祉司として最初に配属されて、次は40歳代で役職として戻ってきたということになります。職員によっては、もう少し短いスパンで3周目、4周目の配属となっている者もおります。

こうしたキャリアアップのサイクルは、自分が支援に携わった子どもたちの予後を目の当たりにすることに繋がっています。予後とは、例えば過去に自分が職権一時保護や児童福祉法28条申立をして、保護者と対立しながら児童養護施設や里親へお願いした子どもたちが、その後どのようなになっているのか、現在は幸せに暮らせているのかという結果であり、それまでの過程です。そして、いい加減なケースワークをしていれば、後輩などの次に配属された職員に引き継いだ際に「何をやっているんだ」「どういうケースワークをやってきたんだ」などの話に繋がる緊張感と責任感の中でケースワークをしていることとなります。併せて、先ほど話題に上ったような、子どもが信頼関係を築けた前任者に「会いたい」などの訴えがあれば、配属されている部署は違っていても同じ児童相談所にいますので、連絡を取って繋ぐことができるのも一つの特徴だと思っております。

横向きで資料の右下に3と書いている「岡山県の児童相談所の概況」は、相談受付件数はどうなっているのか、一時保護人数はどうか、一時保護所の平均在所日数がどうか、虐待相談対応件数がどうかの統計ですので、見れば相談等の状況などがわかっているとと思います。

次の「福祉専門職の配置状況」としましては、2020（令和2）年4月1日現在の配置状況ですが、岡山県の場合は児童福祉司が38名、児童心理司が22名で、児童福祉司スーパーバイザーが8名配置されているということになります。現在、国が示した「児童虐待防止対策体制強化プラン」に沿って、福祉系の専門職を大量に採用している中においては、人材育成の観点からスーパービジョン体制の強化は欠かせない状態となっておりますので、現状としては児童福祉司約5名に対して1名のスーパーバイザーがつくように体制を整備しております。そのため児童相談所では、スーパーバイザーが班長となり、5名から6名の班員で構成される班体制を採っており、OJTなどに取り組みやすくしているところです。

実際に新規採用される福祉系の専門職の大半は新卒者です。児童相談所へ配属されてから、初めて対人面接を経験する職員がほとんどであり、正直に申し上げれば、そうした状況に驚いているところです。もちろん、既に相談業務のキャリアがある職員も採用しますので、そうした職員たちは、一定程度対人面接はこなせますが、児童相談所の独特さといいますか、一時保護や措置といった権限行使のための面接は、初めて経験することになります。要するに、児童相談所は他の社会資源や福祉サービスを紹介して終わりとならない、むしろ児童福祉のデッドラインに位置づけられて、権限行使している側面もあるので、その厳しさを感じるとの感想などを聞くことがあります。しかし、実際には新規採用された福祉系の専門職を、いきなりそうした役割を期待される相談支援の最前線に出さざ

るを得ない、非常に可哀そうな現況がありますので、やはりOJTを含む体系的な研修、計画的なスーパービジョンといった人材育成をきちんとやらなければいけないと考え、現在まで取組をすすめているところです。

それから、3番目の「岡山市こども総合相談所（児童相談所）への派遣」です。これが今回のヒアリングの一番のお題として、事前に依頼をされていたことでして、表にあるように2009（平成21）年に岡山市こども総合相談所が開所され、そのときには他の政令市と同様に、児童福祉司も児童心理司は基より、所長も含めたすべての管理職を派遣しております。表の上では、児童心理司は0となっていますけれども、管理職の中に入っています。

2013（平成25）年に入ってから、今度は岡山市こども総合相談所から県の児童相談所へ児童福祉司と児童心理司を派遣する、相互派遣の状況が始まっています。そして、管理職の派遣が終了した2015（平成27）年からは、県から1名、市から1名の中堅クラスの児童福祉司が相互派遣されることになっております。岡山市から派遣された児童福祉司は、戻ってからスーパーバイザーになり、岡山県から派遣された児童福祉司は、県庁へ配属されて施策担当を経験するなどの形の人材育成の流れとなっています。

横向きで資料の右下に4と書いてある「岡山県の児童ソーシャルワーカーのあるべき姿」です。岡山県では、2007（平成19）年に大きな死亡事故があり、今でもその事故を忘れず、検証結果の実現にしつこくこだわり続けています。検証では、福祉系の専門職の人材育成も一つ大きいテーマになりました。その後、人材育成のあり方を検討する委員会を立ち上げ、幅広い年代の福祉系の専門職へのインタビューや先行自治体への職員派遣などを通じて、2012（平成24）年に「岡山県児童相談所職員人材育成基本方針」（以下「基本方針」という。）を独自で作成しております。

資料3-2が、基本方針の全文になります。この基本方針に沿って福祉系の専門職を育成しています。人材育成の目的は「常に“子どもの最善の利益”を考慮するという子ども福祉の理念と子ども育成の責任の原理に基づき、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することを目指した支援を実践できる職員を育成します」と定めており、人材育成の方向性として次の6点を挙げています。

1点目は「(1)子どもを中心とした支援」で、2点目は「(2)子どもの意見を活かした支援の実施」、3点目は「(3)子どもと親の支援への参加」、4点目は「(4)関係機関との協働」、5点目は「(5)子どもたちの安全確保」、6点目は「(6)実践研究を通じた企画・提言機能の強化」です。この基本方針のねらいは、福祉系の専門職を児童ソーシャルワーカーとして、きちんと人材育成してくることを目指すことであり、それに沿って体系的な人材育成計画を立てていくところでもあります。

現在、基本方針に沿った人材育成に取り組み始めてから9年目に入ったところですが、こうした取組を進めていくためには、やはり非常に厳しい壁にぶつかることも多く、それを乗り越えていかなければなりません。児童ソーシャルワーカーの人材育成を行うためには、激務の児童相談所において、体系的で計画的な人材育成を文化にしていけることが不可

欠ですが、そのことが様々な圧力や抵抗が生じる、もっとも大きい壁になります。

また、人材育成を行うためには、施策と現場実践の一体化が必要だと考えています。横向きで資料の右下に5と書いてある「岡山県における2007（平成19）年度以降の取組と経緯」です。岡山県の人材育成のコンセプトとしては、まず、2007（平成19）年の事故の検証から再認識させられた「“子ども中心”社会の実現」という県の児童福祉施策が向かう方向性を明確にし、一貫してそれに沿ってここに紹介している施策に取り組み続けております。そして、このすべての施策と現場実践を一体化しながら動かしていくのは人であり、福祉系の専門職がその中核となりますので、そのためには、どのような人材が必要なのかということを考えて、育成に取り組んでいるところでもあります。そのコンセプトにおける福祉系の専門職の人材育成の軸は、児童ソーシャルワークとなります。

他にも人材育成の壁としましては、児童福祉司任用後研修などの義務化がありました。研修の義務化は、岡山県のように独自に人材育成に取り組んできた自治体にとっては、大きなダメージでして、義務化によって、最初に創ってきた経験年数別の研修などが「一回受けておけばいいだろう」とか、「修了証をもらったなら、研修なんかもう受けなくてもいいんじゃないか」といった話が、予算を付ける経理や財政部局から出てきました。そうした部署は、そもそも社会福祉士や精神保健福祉士などの国家資格を有しているのに、なぜ、研修が必要なのかと思っているわけですから、渡りに船の口実となりました。また、研修を受けることに前向きになれない職員や管理職の口実にもなり、同様の意見が出されることもありました。こうした経緯もあって、人を育てる文化を醸成していくことは、とてもエネルギーが必要なことだと思っています。

横向きで資料の右下に6と書いてある「人材育成研修の変遷①」です。岡山県の人材育成の研修は、児童相談所の経験年数別にステージを設定し、それに沿って内容を策定しております。ステージは、所長・次長・課長、スーパーバイザーと11年以上、5年以上11年未満、1年以上5年未満、1年未満の5つに分けております。このステージに応じた研修内容を年度ごとで計画を立てて実施していきます。そこに後から法定研修が加わったので、児童福祉司任用後研修の到達目標を追加しまして、児童心理司には別メニューの研修として専門研修を追加しています。さらに、専門職員研修として保健師、一時保護、社会的養護担当者には、上記研修に加えて専門研修を追加するということで、見ていただいたとおり、研修がすごく多くなっております。

これは、先程も申しましたが、最初導入すると、物凄いブーイングといいますか、「研修に行くよりも現場で経験を積み」と言う職員が多かったのですが、「そういうやり方だと若い職員は育ちませんよ」という話を随分してきて、説得に相当時間がかかりました。現在は、人材育成研修が完全に文化になっていますので、快く送り出してくれています。

幸いなことに、私個人としては、他の自治体へ児童福祉司任用後研修の講師として呼んでいただく機会がありますが、自治体によっては、法定研修にも関わらず、児童福祉司が研修にほとんど参加出きていないこともありました。また、研修の途中で呼び出されて、

出たり入ったりして、じっくりと参加する暇がないこともありましたが、児童福祉司に向けた研修なのですが、児童心理司の受講者数が多いとか、全国の人材育成研修の状況を見れば、そんなことが結構ざらにあるのではないかと感じているところです。

あと横向きで資料の右下に7と書いてある「人材育成研修の変遷②」についてです。このポイントとしましては、2014（平成26）年度から岡山市と一緒に児童福祉司任用後研修を実施しており、岡山県と岡山市が一体的に人材育成をやっていきましようとなっていることが挙げられます。

それから、岡山県では、人材育成を進めていくうえで、スーパービジョンが大変重要だと考えておられて、スーパービジョンの統合アプローチを約5年間に渡って、学びを重ねながら実践での試行を繰り返しているところです。児童ソーシャルワーカーである児童福祉司に特化したスーパービジョンは、国内で確立された方法論がありませんので、現在実践研究に取り組んでいるところです。

岡山県は以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

10年弱をかけた丁寧な取組のご報告でした。

では、各委員のほうから、前半と同じように手を挙げるという形で質問をいただけたらと思います。どなたからでも御自由に。

津崎委員、最初に手が挙がりました。よろしくお願いします。

○津崎委員 どうもありがとうございます。

3点お聞きしたいことがあります。

当初おっしゃいました、福祉士職員で入りますと、岡山県ではほぼ児相の勤務だけで終始するという理解でいいのでしょうか。これが1点です。

2点目ですけれども、従来、面接の仕方、さらに言えば、権限発動などの対処の仕方というのはほとんど誰も習ってこないです。立入調査、職権保護、家庭裁判所との折衝であるとか、あるいは一時的に対立した保護者との関係性の再構築ですね。この辺の難しい日常業務のノウハウは誰がどのように教えておられるのかということが2点目です。

もう一点が、介入と支援が難しい。今回、法律的に介入の職員と支援の職員を分けるという形になりました。その利点なりあるいは功罪なり、その辺はどのように考えられているのかということをお教えいただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○山縣座長 大きく3点でした。よろしくお願いします。

○薬師寺様 近年、岡山県では、福祉系の専門職として採用されてから配属される職場は、ほぼ児童相談所になります。私が入庁した1990年初め頃には、ケアワークを経験できる県立の施設があったり、精神科の単科病院などもあったりしました。そういった意味では、ケアワークをベースにとか、様々な福祉現場を経験してから児童相談所へ配属されることが非常に難しくなっている状況で、現在は児童相談所を中心に転勤することになっていま

す。

それから、職権保護などや一時的に対立した保護者との関係性の再構築につきましては、基本的には人材育成の研修の中で取り上げることにしています。ですけれども、だからといって、すぐに現場で実践できるわけではないですし、実際には警察職員も配置して、お互いに協力しながら対応しております。それから、私もその一人ですけれども、そうした対応に慣れた職員がOJTなども含めて、当然一緒に研修をしますが、新人や新任の職員にいきなりそれを経験させることは、はっきり申し上げまして現実的に難しいです。

職権保護などの対応は、そこで保護者と対立しながらも説得する部分もちろん同時に持ちつつ、子どもの将来のために保護者との関係を完全に切らずに、つながるといことをやっていくというのは、職員の側に子どもの権利を護るための覚悟と知識、かなり高度な実践のテクニックが要ります。それをいきなり新人や新任の職員にやらせたら、職員がメンタルヘルスに不調を来してしまいますから、そういった意味では、そこは徐々に経験年数が上がってから、実践する形になっております。しかし、職権保護などの対応に同行してもらおうなど、OJTの観点からも、そうした場面をまず見て学んでもらう機会の設定は当然でございます。

あと、介入と支援の分離につきましては、岡山県の場合は2003（平成15）年から「子ども救援隊」という名称の虐待相談の介入を担う初期対応チームを設置しており、法改正の前から介入と支援の職員が分かれております。

法改正が行われる前まで、児童相談所では、介入と支援の職員を一体化しようと考えていました。介入担当から支援担当へのつなぎとかが難しく、子どもを職権保護された保護者は、直接保護した担当職員にすごくこだわりますから、「その職員を出せ！」とか、「その職員と話をさせろ！中にいるんだろうが！」と言い、ケースワークが進まないため、現在では古い考え方になっているかもしれませんが、ソーシャルワークとしての「介入」としての職権保護ならば、強制的に保護しておいて逃げたのでは、「支援」の文脈での介入としていかなものかというところが、岡山県の児童相談所の文化としてありますので、そこは直接保護した職員が毅然として保護者と向き合っていくことが、その後の親子関係の再構築とか、様々な支援につながってくる試金石だと理解しております。今般の法改正のようなソーシャルワークの考え方に基づかない介入と支援の分離をするのであれば、そこは裁判所などの司法機関で担っていただくことが子どもや保護者にとっても一番分かりやすかったのですが、やはりそうはならなかったんだなと思っています。

その代わり、岡山県では、現在はソーシャルワークの考え方に基づかない介入を警察が担う形が増えてきていますので、その部分は状況が変わりつつあると認識しております。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。

この後、加藤雅江委員、栗原委員、西澤委員、佐藤委員、安部委員、才村委員、合計6人の方から手が挙がっております。一旦ここで質問者を切らせていただいて、時間が余れ

ば追加にしたいと思います。

では、加藤雅江委員、よろしくをお願いします。

○加藤雅江委員 ありがとうございます。

詳細な資料をありがとうございました。私自身は病院にずっといるので、児相の方がこんなに丁寧に目的を持って研修を組んでやっていたらいいということも初めて知ったので、そういう意味ですごく勉強になりました。

私自身は、もともと研修である程度現場の方たちと関係を持ちながら仕事をやっていくといいなと思うのですが、研修をこれだけやっても現状では駄目だと言われて、資格ができたということでどんなことが変化すると思われるか。そこを1つだけお聞きしたいなと思います。

○山縣座長 では、お願いします。

○薬師寺様 資格ができたなら人材育成に係る予算が大きく削られると思います。資格を持っているということは、即ち取得した段階ですでにプロフェッショナルなので、そういう人にここまで丁寧な研修が要るのかというのは、現在の社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有している状況でも、医師や保健師等を引き合いに出されて、常に予算を組む段階で議論になる話ですから、そこはまた自己研鑽や現場経験で補完ということに帰されなければいいなと思っています。やはり、ずっと学び続けなければ、これだけ要求水準が高く、変化の激しい、現在の児童相談所の業務は実践できなくなっています。それが児童ソーシャルワークであれば尚更のこと、ずっと継続的に学び続けなければやれない仕事だと認識していますので、例え資格が出来たとしても、人材育成の必要性を訴え続けて闘わなければいけないと思っています。

○山縣座長 ありがとうございます。

続けて、栗原委員、お願いします。

○栗原委員 ありがとうございます。

岡山県と岡山市のそれぞれの児相の関係なのですが、先ほど県からしばらく市のほうに人が派遣されていて、市独自で運営できるようになったから相互に人事交流があるということでしたけれども、それ以外に県児相、市児相の交流、人事交流、あと、事業とか、研修は多分一緒にやっているのかなと思うのですが、その交流と、そこにあります市町村ですね。県のほうは市町村になるのでしょうかけれども、政令市のほうは市町村支援というのは区役所かなと勝手に思っているのですが、そういった市町村との関係については県と市は何か連携があるのかどうかという辺りを伺いたいです。

○山縣座長 では、薬師寺さん、お願いします。

○薬師寺様 岡山市との関係については、先程説明した人材育成研修と人的交流を続けております。人的交流では、市から派遣されてきた職員が市へ戻るとスーパーバイザーになる場合が多いので、県と市の窓口として非常に連携が取りやすくなっています。それ以外では、「岡山県社会的養育推進計画」も岡山市と共同で策定しております。さらに、最近

では一時保護されている子どもの意見を聞かれる権利の実現に向けて、弁護士による意見聴取も岡山市と一緒に取り組んでおります。今後も、様々な面において岡山市と一緒に取組を進めていく予定であります。

次に、岡山市以外の市町村との連携につきましては、要保護児童対策調整機関の調整担当者研修がございます。調整担当者研修についても、岡山市の区の担当者の参加も承認していますので、実際に大勢の担当者が毎年参加されています。それ以外の研修でも、もちろん岡山市に声をかけたり、岡山市の研修に県の職員が参加するなど、相互に参加したり、他にもたくさんの交流や連携の機会を持ちながら一緒に取り組んでいます。

○山縣座長 一般の市町村との人事交流まではないと考えていいですか。

○薬師寺様 一般の市町村との人事交流については、県としてはしたいのですけれども、派遣できる職員がないというか、すでに福祉系の専門職の約半数が5年未満の経験しかない状態になっていますので、それ以上の経験を有する職員を派遣すると児童相談所の業務が回らない状態になってしまいますので、今年度からは市町村支援担当福祉司を配置し、現在、市町村との連携を強化するべく駆けずり回っている状態です。

あと、岡山県が独自で要保護児童対策地域協議会支援事業というものをやっています。これは、児童相談所管内ごとに1カ所モデル市町村を決めて、そこに1年間集中的に児童相談所の児童福祉司や児童心理司、県保健所の保健師、弁護士、精神科医などのチームを派遣して、要保護児童対策地域協議会の効果的な運営の検討や県が開発したアセスメントツールの活用、構成機関の職員に対する研修などを行い、年度末に全市町村を集めた報告会と取組の内容をまとめた冊子を作成して共有するという取組になります。前身の事業と併せて、既に5年目に入りましたので、県内のべ15市町村が参加したことになります。そういった形の取組もやっております。

○山縣座長 ありがとうございます。

続けて、西澤委員、お願いします。

○西澤委員 まずは、どうもありがとうございました。

時間の関係で端的に、2つ聞かせてください。

1つは、非常にたくさんの研修をされていますけれども、さっき研修費の問題が出ましたが、養成校課程でそういう研修の基礎の部分に身につけていけばもう少しそこは軽減されるのではないかなと思ったのですが、それはいかがかということ。

もう一つは、先ほど、ソーシャルワーク専門職なのだけでも、施策まで分からなければいけないというようなことをおっしゃったように思うのですが、それは公務員だからというように考えていいでしょうか。ソーシャルワーク専門職に施策まで求めるというのは、今のシステムだからというふうに理解していいでしょうか。よろしくをお願いします。

○山縣座長 では、2点お願いします。

○薬師寺様 養成校課程である程度、基礎の部分に身につけていけば、先程紹介した人材育成研修の新任者が受けるプログラムはある程度軽減できると思います。しかし、新人職

員からは「実践現場に出てから研修を受けたい」といった感想がとて多く寄せられ、その理由としては「実践現場に出るまで、学校の授業や新任者研修で言われていた意味がよく分からなかったから」ということを聞きますので、まず基礎の部分は養成校課程なりできちんとやって、それから、現場に出て実践経験を1～2年重ねてからまた戻って、同じ内容の講義を受ける機会があるとか、そのような形で、戻って受ける機会が保障されることが大事で、本当は大学の指導教授のところみんな戻ってスーパービジョンを受けるとかということが当たり前になれば良いと思うのですが、現在の大学などには、そのような体制がないのかなと思っております。

もう一点は、やはりソーシャルワークを標榜するからには、ソーシャルアクションは切っても切れないものだと思いますので、社会資源をきちんと知って、それを創り出すことができることが重要な活動になります。そのためには、当然法律や施策についても知識を持ち、それを一体的に動かしていく、いわゆるミクロとメゾの視点に立った実践だけでなく、マクロの視点との連動性が必要になります。この点は、今もソーシャルワークのグローバル定義でも議論になった弱い部分でありますから、現場に軸足を置くソーシャルワーカーである以上は、マクロの視点に立った実践をどうしていくかというところをきちんとやらないといけないのではなかろうかと考えます。法律や施策の理解は行政だけではなく、そういう視点はどうしても必要ではないかと思っております。

○西澤委員 でも、それは基本的には行政マンの視点ですよ。行政マンがソーシャルワークを分かっているという視点だと思います。

ありがとうございました。

○山縣座長 ということろで、次の質問者に移らせてください。

次は佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 ありがとうございます。

私も県でここまでの研修が組まれているということに驚き、すごいなと思いました。

1点御質問したいのは、先ほどもスーパービジョンが大切だとおっしゃっていたと思うのですが、現時点での岡山県でのスーパービジョン体制の特徴があれば教えていただきたいのと、先ほどのお答えの中でも、大学のほうに戻ってスーパービジョン等を受けられればというようなお話もあったかと思うのですが、現時点では児相内でのスーパービジョンに完結しているのかということをお教えいただけるとありがたいです。

○山縣座長 スーパービジョンについて2点です。よろしく申し上げます。

○薬師寺様 スーパービジョンは、先程も少し説明したのですが、現在は班長といいますか、班を分けてそこに5名から6名の班員を配置して、規模を小さくして、班長がスーパーバイザーとなって班員であるスーパーバイザーを教える体制を整備しています。しかしながら、現在の国の規定では、スーパーバイザーが児童福祉司の配置標準の内数としてカウントされているため、いわゆる地区担当の児童福祉司と同様の扱いになるため、スーパーバイザーとしてケースを持たずに指導する体制がないという課題があります。この点に

については、現在、国に改善を要望しているところです。

それから、スーパービジョンにつきましては、現在、岡山ソーシャルワーカー協会や外部の有識者とも連携しながら、スーパービジョンの統合アプローチについて学びを深めて、それを試行的に実践に取り入れています。本格的にスーパービジョンをするためには、時間と体制の確保をしなければかなり難しいので、スーパービジョンをするための時間を児童相談所が組織的にどう確保していくのか、「週のうち〇時間はスーパービジョンに当てなければならない」など、制度で定めることが必要ではないかとも感じています。そのようにして体制として、業務の中でスーパービジョンをする時間をきちんと確保できるようにならないと、本当のスーパービジョンはできないと思っています。

ちょっとお答えとずれたかもしれませんが、すみません。以上です。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○山縣座長 続けて、安部委員、お願いします。

○安部委員 安部です。いつもお世話になっています。

今の話の続きなのですが、お話を聞いていて、とても充実した研修で、その上でスーパーバイザーになっていくというのはとてもすごいなと思ったのですが、スーパーバイザーになるということと班長になる。だから、ケースのスーパービジョンもしながら業務の管理監督ということで、それは岡山県だけではなくて、ほかのところもスーパーバイザーイコール係長、班長という役職上のポジションとスーパーバイザーの役割がセットになっていて、それがスーパーバイズが充実しない要因の一つではないかと私は思っているのですが、薬師寺さんは岡山県のことでしょけれども、今、少し言われましたが、役職とスーパーバイズ業務を分離するということは可能なのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○山縣座長 では、よろしく申し上げます。

○薬師寺様 役職とスーパービジョンの分離に挑戦したことはないのですが、スーパーバイザーとか、スーパービジョンが出来る人を、役職や経験年数で決めるのは難しいのが現実です。

そのため、本当は英国の「専門能力育成フレームワーク」(Professional Capabilities Framework)のようなソーシャルワーカーにも段階があって、一定程度スタートする初心者の段階(Newly Qualified Social Worker)からストラテジック (STRATEGIC SOCIAL WORKER)まで、次々上がっていくような仕組みというか段階があり、一定の段階にある職員がスーパービジョンをするという形が必要だと思います。現在、スーパーバイザーになっている職員が集まり、一緒にスーパービジョンの勉強会をしています。キャリアもバラバラ、経験もバラバラ、そして、ソーシャルワークをどのぐらい自覚的にやっているかということも含めて、実際にスーパービジョンをやろうと思ったらかなり大変です。ここ数年かけて、スーパービジョンの統合アプローチの試行をしています。本当にまだ手探りというか模索中です。現状でお答えできることは、役職上のポジションとスーパーバイザーの役

割がセットという形は、今もそうかもしれませんが、いずれ限界を迎えると思っていますので、きちんとソーシャルワーカーの中でステージというか、段階を決めていくことが非常に大事だろうと思っています。

以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。地区担当とSVの分離、SVと役職の分離という2つの分離のやり取りがあったと思います。

続けて、才村委員、お願いします。

○才村委員 貴重な御報告、どうもありがとうございました。

児童福祉司の場合、全国的に見ると異動サイクルがすごく短くて、2年、3年でころころ変わっていきますよね。そういう中で専門性が組織の中でも個人の中でも蓄積されないということがよく指摘されるのですけれども、岡山県の場合、基本的には3か所の児相を回るということで非常に大事な取組だな、非常に興味深いなと思っています。研修が極めて充実されているのも、結局3か所の児相を回って、ほかのところへ転出しないから研修してもやりがいがあるという背景もあるのかなと勝手に思っています。

そこで、3点お聞きしたいのですけれども、3か所を回らせるポリシー、考え方が一つ。

もう一つは、ずっと児相にいとどうしてもバーンアウトの問題が出てくるのではないのかなと思うのですけれども、その辺りをどうお考えなのか。

それと、よく問題になるのが、昇任、昇格の問題ですよね。児相という極めて限られた領域の中でずっとぐるぐる回るということは、やはり昇任や昇格がやりづらいというようなことも指摘されているのですけれども、その辺の実態とかお考え。

その3点、ちょっとお話しになりにくい面もあるかも分かりませんが、できるだけざっくりお伺いできたらと思います。

○山縣座長 では、3点よろしくお願いします。

○薬師寺様 各所を回るときのポリシーは、大体定まっています。現在、職員は平均して4年から5年、長い職員ではそれ以上1か所にいると思います。現状では、希望や事情が無い限り3年とかで異動することはあまりないと思います。ただ、県の北部とか、遠距離にある児童相談所になりますと、どうしても通勤の問題とかもあって、3年とか若干短くなりがちです。それでも4年とか5年いる職員ももちろんおります。

新人や新任の職員の配置は大きく2パターンありまして、まず、大きい規模の児童相談所、岡山県では倉敷児童相談所が一番大きいのですが、そこでは、先程紹介した5名から6名の班の中に配属され、スーパーバイザーがついて相談業務だけに専念しながら多くのケースを担当していくパターンがあります。次に、北部の児童相談所では、ここは規模が小さく担当一時保護所が併設されていますが、専従の職員がいないため、新人や新任の職員が相談業務をしながら子どもと一緒に泊まってケアワークもします。また、受付も措置の業務もします。つまり、児童相談所の業務を全部一通り、最初から最後まで経験するパターンがあります。その他には、ケアワークの実践経験がない新人や新任の職員、一時保

護所に配属する場合があります。その場合は、採用段階で、ある程度キャリアなどを見まして「この職員は、まず、子どもと直接接してもらって経験をしたいほうがよからう」とか、「この職員は、相談業務をトータルで学んでほしい」とか、将来のキャリア形成を見据えて、様々なことを考えながら配置をしております。新人や新任の職員に集中した回答になりましたけれども、そういう配置になっています。

ずっと児童相談所にいるとバーンアウトしやすいという状況はもちろんありますが、近年はバーンアウトする職員は出ていないと認識しております。それは、やはりスーパーバイザーの存在とか、小さい人数でスーパービジョンを受けられる体制を整備してきたことも大きな要因ではないかと思っています。困ったときにスーパーバイザーがいないとか、スーパーバイザーが一番に現場へ突入して不在だとかという現状が多々見られる中で、そこをどのようにフォローしていくのか、或いは、しんどくなったら早めにケアを入れることにも取り組んでいるところです。

最後に、昇任や昇格についてですが、岡山県の児童相談所では、新たな取組を検討する際にワーキンググループを立ち上げるのですが、その際に各児童相談所の管理職が、将来児童相談所を背負って立ってほしいと考える職員たちを若いときからピックアップして推薦をして、検討をしたり考えたり、創ったりという場に入れるようにしています。そうして選ばれた職員は固定ではなく、そのプロセスを見て入れ替えたりしながら、徐々に誰が昇任や昇格するのにふさわしいかを見定めています。どの職員にも、こうした機会は平等にあって、本来業務への取組はもちろんのこと、それ以外のところでもこうしたワーキンググループとかでの活躍を見ながら、そこである程度考えていくことに取り組んでいるところです。

○才村委員 ありがとうございます。

組織としてはピラミッド型ですよね。ですから、公務員の場合、基本的には一斉にずっと上がっていきますよね。ところが、組織の上のほうがピラミッドの頂点になりますから、当然競争が生じると思うのですけれども、そういう意味で、かなり実力主義みたいなところも取り入れておられるということなのでしょうかね。

○薬師寺様 現在、班長といいますか、スーパーバイザーも増やしていますので、そういう意味ではこれから課長、所長への試金石となるポストを増やしていることになります。

○才村委員 言いづらいところをすみません。御丁寧にありがとうございました。

○山縣座長 ありがとうございました。

薬師寺さんのお話は、研修等の充実のところでも参考になりました。ありがとうございました。

○薬師寺様 ありがとうございました。

○山縣座長 では、続きまして、福井市の濱口様のほうから御意見を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○濱口様 福井市の子ども福祉課の濱口と申します。よろしくお願ひいたします。

本日はこういった貴重な機会をいただきまして、ありがとうございます。

私のほうからは、市区町村、主に子ども家庭総合支援拠点の立場からということで、私、また社会福祉士としての立場でお話をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

私の簡単な紹介だけさせていただきますと、私、2008年に社会福祉士として福井市に採用されておりまして、まず児童養護施設で2年間現場の経験と、その後、地域福祉計画等を担当するような企画的なことで2年間、その後、生活保護のケースワーカーとして4年間、今、こちらの部署、児童虐待、児童福祉等の関係で5年目となっています。ですので、13年目ということで、福井市のほうに在籍しております。

2ページ目に入らせていただきます。

福井市の簡単な紹介ですけれども、福井市というのは人口26万人ちょっとで、18歳未満の児童人口が4万人ちょっとです。世帯数でいいますと10万世帯ほどで、福井県の人口で見ますと3分の1ほどが福井市の人口ということです。児童相談所につきましては、福井県のほうで中央児童相談所と南のほうで敦賀児童相談所というところの2か所設置されております。福井市につきましては中央児相談所のほうに入っております。

次に3ページ目です。

福井市の私が在籍する福祉保健部の組織図になっております。こちらのほうは、社会福祉士の採用された職員の配置人数ということで、主に括弧書きのところに内訳を書いております。この括弧書きが入っているところ、主には福祉事務所のほうに配属されているのが社会福祉士です。平成31年度から福井市は中核市となりましたので、その関係で保健所のほうにも配属されているということです。福井市におきまして、今、社会福祉士の採用職員は合計32名おります。

この中の福祉事務所の子ども福祉課というところに私は在籍しておりますが、次の4ページ目に福井市の子ども福祉課の職員体制を載せさせていただいております。主な業務としまして、企画・ひとり親の家庭支援の係と、児童手当、子ども医療等の手当・医療の係、あと、子ども支援の係として、子ども支援の業務につきましてはまた説明をさせていただきますが、子ども支援係のほうに専門職が社会福祉士4名、保健師1名という形で配属されております。上のほうにあります課長補佐という立場で、中間管理職のところでも保健師という形で配置をされております。

次に5ページ目です。

私ども子ども支援係が主にやっている業務の内容を記載しております。今お話しさせていただきました子ども家庭総合支援拠点、要対協の運営だったり、後ほどお話しさせていただきますようなことで、こういった形で記載をさせていただいております。ソーシャルワーク業務以外にも、様々な業務をこういった係の中でソーシャルワークと併せてやっているという現状です。

次に6ページ目です。

こちらが国のほうで示されていた関係整理というものを福井市版のイメージ図として作成しております。一番上にあります妊娠・子育てサポートセンターふくっこといいますが、子育て世代包括支援センターの母子保健型の部分でして、こちらと子育て支援課、利用者支援事業の基本型を担っている部分の連携。

あと、子ども家庭総合支援拠点ということで、子ども家庭総合支援拠点につきましては、私ども子ども福祉課と子ども家庭センター、後ほど説明をさせていただきますが、一部委託をする形で拠点を設置しております。こちらの子ども家庭センター、業務の委託先は学校法人のほうに委託しております。駅前商業施設内にこういったセンターを設置しております。子ども福祉課の中で要対協の業務をしながら、中央児童相談所、福井県の場合は総合福祉相談所という名前で設置されておまして、連携を図っております。

要対協の説明を資料4-2に福井市の別紙資料ということで用意させていただいております。こちらのほうは設置要綱と関係機関、構成メンバー、構成機関を載せております。31の機関で構成されています。

もう一つ、体系図ということで要対協の体系図も示させていただきました。要対協の運営自体は代表者会議、実務者会議ということで代表者、実務者のそれぞれの会議を年1回ずつ設けておまして、実務者会議のほうではケースの進行管理等、詳細の状況を把握していかないといけない部分もありますので、実務者運営会議ということで毎月、年12回開催しているところです。

こちらは三者会議と八者会議という形で、偶数月と奇数月で交互に開催しているのですが、三者と八者というものがどういった機関を示すかといいますと、県の児童相談所で子ども家庭総合支援拠点を担っている子ども福祉課と子ども家庭センターの職員が三者という形で、こちらのほうが支援対象児童の主担当ということで、支援の進行状況等を把握できるように担当としてその三者が担っております。

八者会議というのがその三者を含めた庁内の残りの部署、生活保護の所管課、障害福祉の分野の所管課、保育園等の所管課、母子保健分野の所管課と学校教育の所管課が入って八者という形で、ケース全体の進行管理ですとか、組織的に課題があるようなケース、対応といった全体的なことも含めて八者会議のほうでいろいろと検討をしております。

実務者会議、代表者会議等でこういった活動の報告をするというようなことも行っております。

あとは個別ケース検討会議等が随時開催されているというところです。

要対協につきましてはそういった形で行われております。

次に、7ページ目を御覧いただきますと、子ども家庭総合支援拠点、福井市の状況を示しております。こちらは国のほうの運営指針の業務に基づいてどういった役割でそれぞれ担っているかということで、子ども福祉課と子ども家庭センターという形で記載をしております。子ども家庭センターの部分は次のスライドでもまた説明をさせていただきますが、子ども福祉課は、先ほども申しましたように社会福祉士、保健師を置いているほか、子ど

も家庭センターのほうには相談室、子育て支援室という機能も持っておりまして、相談室のほうに社会福祉士、臨床心理士、保育士、教員免許を取得している職員を配置しております。福井市の場合、子ども家庭総合支援拠点は中規模型で6名の配置という形になっておりますので、この職員が交代する形で6名以上の対応をしております。

次は子ども家庭総合支援拠点の部分の説明になります。8ページ目のスライドです。

事業名は子ども相談・子育て支援事業ということで実施しておりますが、実は子ども家庭総合支援拠点は平成29年度から国のほうでも設置という形で進みましたが、実際、福井市のほうでは平成19年度からこのセンターはもともと商業施設に設置しております。機能としましては、地域子育て支援センターの機能を持っている親子の交流の場のスペースである子育て支援室と併設した形で相談室を設けておりまして、これを平成19年度から福井市では実施しております。相談室、子育て支援室の中では様々なそれぞれの地域等の支援活動であったり交流活動、子育てに関する情報発信等、下に記載していますようなことも実施しております。また、相談室のほうでは要対協の構成機関としても機能してもらっているところです。こちらのほうは、お金の面でいいますと年間3600万円以上かけて委託をして一部実施しているところです。

次の9ページ以降ですが、事前に質問があったことなどを含めて、福井市で実施しているところと、私が個人的に社会福祉士として感じている部分というところでまとめております。

児童相談担当職員としての人材育成について、OJTという部分とSV機能の強化というような点でまとめております。

OJTについては、人事異動の方針に基づきまして、社会福祉士として採用された職員は、主に先ほど話しました福井市保健部内でおおむね4年から6年ぐらいの在籍となっております。今の席次を右のほうに示しておりますが、こういった形で社会福祉士と保健師の配置になっております。リーダーとフォロワーという形で、係内の業務の把握をしたり、若手職員への指導、助言などを行っております。中堅職員等が1年目の職員をフォローしたり、2年目職員もその中で経験を積んで、1年目職員への助言等も行って、自身の成長にもつなげているところです。また、対応の困難な事案についてはリーダーかフォロワーが対応したり、緊急受理会議につきましては課長と保健師である課長補佐を交えて対応方針等を検討しております。リーダー、フォロワーが進行管理台帳の確認等をして、対象ケースの状況の把握を行っております。

次に10ページ目のスライドです。

SV機能の強化ということで、主に私がお伝えしたいのは、福井市は県の中央児童相談所との関係が非常によく、対応していただいております。市内にあるということも含めまして、同席面談や同行訪問はかなり密に連携しております。児童相談所のほうの介入機能と基礎自治体である福井市としての支援機能が連携することでかなり密にさせていただいております。そういった中でスキルがかなり向上しているのではないかと感じておりま

す。もちろん毎月要対協に児童相談所の方に来ていただいて、助言等もしていただいております。

それ以外の部分でも様々なこういった研修受講なども行っておりますが、SV機能というのは、市単独ではなくて児童相談所との関係を良好に保ち、また、密な連携を図ることで確立していると考えております。

時間の関係で少し飛ばす部分も出てきますが、御了承ください。

11ページ目のスライドです。

関係機関職員に対しての人材育成という形ですが、要対協における意識醸成ということで、ケース検討やグループ討論を代表者会議、実務者会議で取り入れたり、また、3つ目のポツのところです。小中学校の校長会、園長会等へ顔を出すことですか、要対協の支援対象児童の所属別の名簿を2か月に1回更新して学校や園に送付しているといったことでの意識醸成、これは私が平成28年度に配属になったときにはあまり行われていなかったことなのですが、こういったことを取り入れることで、支援対象児童に関するやり取りというのは、一つ一つが関係機関の意識醸成に大きくつながっているということを実感しております。

次のスライドは関係機関職員に対しての様々な関係機関との関係づくりということで、要対協以外でも子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターとの毎月の会議の開催ですとか、学校であったり関係機関の開かれる支援会議、要対協の児童以外でもそういった会議に参加するというようなことで、いろいろな機会顔を合わせる機会をつくることで、連絡、通告等が早くなったりということの関係づくりが人を育てているという部分もあると思います。

次に13ページ目のスライドです。

関係機関職員に対してプラスの取組ということで、ここでお伝えしたいのは、福井市では一番上の児童虐待防止に関する出張講座というものを開催しております。年大体30回から40回開催しております。出張の形式で関係する機関に虐待のことを知っていただくというような講座を設けております。こういったことで皆さん関係機関がアセスメント等に関する力をつけたりということで、市として日常的な連携だけではなくて、こういったプラスの取組で意識醸成や人材育成も図れていると思っております。

14ページ目になります。

こういった市の子ども家庭福祉分野においてソーシャルワークを担う場合に市職員として求められるスキルというのは、記載のとおり様々あります。これらは経験から得られることが多くて、取得するために時間を要するだけでなく、個人だけではなかなか得にくいことも多くあります。もちろん仕組みづくりにも時間はかかると思います。

次のページにも入っていきますが、子ども福祉分野においてのスペシャリストを組織的に養成していく必要があるのではないかなと感じています。世間一般では社会福祉士というのは福祉のスペシャリストではありますが、行政機関、特に市区町村の社会福祉士とい

うのは様々な福祉分野での人事異動等もありますので、市の役割としては、そういった担う部分としてはジェネラリストという点ではいいのかなと思うのですが、一方で、子ども家庭福祉分野においては、児童虐待対策であるとか子どもの貧困対策、ひとり親家庭支援など、今、問題は多様化、複雑化しておりますので、特に児童虐待の対策では市区町村職員としてより高い専門性が求められているのではないかなと思っております。

このことから、児童相談所とはまた異なる形で子ども家庭福祉分野におけるスペシャリストというのも私個人としては必要ではないかなと思っておりますし、先ほど岡山県さんのほうがおっしゃっていた人的交流といった部分も含めて、人事異動方針であるとか機構改革等、子ども福祉分野における組織的かつ計画的な人材育成は必要だと思っております。また、個人としては、市職員であることの強みを生かして、同職種との勉強会や他職種との交流など、ジェネラリストとしても力をつけられるようにすることは大切なことだと思っております。

長くなりましたが、福井市からは以上です。

○山縣座長 ありがとうございます。丁寧な資料を準備していただいたにもかかわらず、十分な時間を取ることができず申し訳ありませんでした。

では、同じように質疑応答に入っていきたいと思います。

奥山委員と加藤雅江委員、津崎委員の3人から手が挙がっております。

では、奥山委員、よろしく申し上げます。

○奥山委員 よろしく申し上げます。

どうも御発表ありがとうございます。非常によく分かりました。

ただ、その先の細かいことを幾つか伺いたいのですが、まず要対協の実務者会議もしくは実務者運営会議とおっしゃっていたことなのですが、いろいろなところで要対協の話を知ると、かなり報告だけになってしまって、その中で意見交換が本当に行われるぐらい、報告になってしまう一つの要因としては件数が多いということも出てくるかと思うのですが、その辺がどのぐらいの件数があるって活発な意見交換ができていますのかどうか一つ。

2つ目は、児童相談所からの福祉司指導委託がどのぐらいあるかということ。

3つ目は、児相との人事交流がなされているのかどうかということなのですが、中核市さんなので、本当は児相を設置していただければ、福井市だけで人事交流ができるはずではないかなと。よく県庁所在地の方や中核市などの方に聞くと、県との関係はうまくいっていますとおっしゃるので、結局、県はそこになかなか手を取られていて、ほかに手がなかなか回らない状況になっている危険性もあるかなと思うので、その辺のことについて御意見を伺えたらと思います。

以上です。

○山縣座長 以上3点です。

津崎委員の後、宮島委員、才村委員からも手が挙がっております。大体この辺で時間が

来るかと思えます。

濱口さん、以上3点についてよろしく申し上げます。

○濱口様 では、1点目、要対協の実務者会議等で意見交換はどのような形で行われているかということなのですけれども、件数でいいますと、福井市は児童数でいうと大体500～600人おります。実務者運営会議というものが毎月行われておりますけれども、その中では、継続するケースを毎月分割して検討するような形で、大体1年間で全てのケースが検討できるようにという形で話をしております。実務者運営会議のほうは毎月3時間から4時間ぐらいかかるときがあるのですけれども、そういった形で一つ一つのケースを十分に児童相談所の助言等をいただきながら進めております。

実務者会議は全体的には1年間で1回行われる会議ですけれども、そういった部分の報告であったり、グループ討論であるとか、そういったケースを通じて皆さんに考察をしていただく時間をつくっております。

2点目、児相からの指導委託ですね。まず、事案送致という部分で言いますと、福井市から児童相談所に対する事案送致は実は今までないです。児童相談所から福井市に関しての事案送致というのは年に数えるほど、数件です。というのは、こういった実務者運営会議で十分に話し合うことで、先ほど言いました主に関わる、中心となって進めていく担当機関として、子ども家庭総合支援拠点と児童相談所とどちらが中心にやっていくかということをしっかり話し合っていて決めておりますので、事案送致はお互いにほとんど行われていない状況です。児童福祉司指導委託については、児童相談所から年間10件ぐらい行われているかなと思っております。

あと、児童相談所との人事交流についてですけれども、現在行われておりません。児童相談所の設置に関しては、今、御質問の中にもありましたように、児童相談所との関係性というところかというと、福井市の場合も本当によくできているなどは思っております。やはり介入機能と支援機能というところがきちんと分けた形で対応できておまして、児童相談所が支援機能もあるのですけれども、名前だけで児童相談所を拒否される方がかなり多くて、支援機能、介入機能を同じ福井市とくくったときにどういった対応ができるのかというところは、今の関係性を考えると児童相談所の設置までを今考えている状況ではないです。

長くなりましてすみません。

○山縣座長 次に加藤雅江委員、よろしく申し上げます。

○加藤雅江委員 御説明ありがとうございました。

2点教えてください。

1点は、まだまだ子ども家庭センターとか社会福祉士さんがいるというところが少ないかなと思っていて、私は精神保健福祉士なので、もっと精神保健福祉士はいなくて、いたらいいなと思うのですけれども、このセンターに社会福祉士の方がいる強みというのは何かかなということが1点。

それから、スペシャリスト、ジェネラリストの話があったのですが、子ども家庭センターですごく大事だなと思うのは、市内や県の関係機関と調整するということでコーディネートする力だと思うのです。県と関係がいいというようなお話があって、私は福井というワンストップのひなぎくさんのイメージがあって、ひなぎくさんとかとの連携の方法というか、もしあるようでしたら教えていただけたらと思います。

以上です。

○山縣座長 2点、お願いします。

○濱口様 まず、一部委託しております子ども家庭センターの機能につきまして、社会福祉士がいる強み、こちらのほうは先ほどイメージ図のほうでもお示ししましたが、リスクのところというところと中間程度のところと関わっていくことになりますが、特に要対協におけるリスクの高いケース、低いケースでいうと低いケースであったり、相談としてはまず窓口になって、また、要対協の出口になるような部分を子ども家庭センターに主に担っていただいております。その中で、社会福祉士が当事者からの御相談だけではなくて、関係機関からの相談もかなり多いですので、そういった部分での対応で社会福祉士のコーディネート力というのはすごく生かされているかなと思っております。

あと、ひなぎくさんとの連携ですね。子ども福祉の分野で、関係機関との連携というところで、ひなぎくさんも含めて、特に何かひなぎくさんということではないのですが、連携というのは、先ほどお話しさせていただきましたように、こういった出張講座ですとか、顔を合わせる関係の中で連携をしているというところなんです。

○山縣座長 ありがとうございます。

続けて、津崎委員、お願いします。

○津崎委員 どうもありがとうございます。

奥山委員の質問とも重なるのですが、私もあちこちの要対協に関与してまして、常にその話を聞くのですが、やるケースが今はどんどんとたくさん増え続けている。そして、それぞれが膠着化したケースがかなり多くて、なかなか要対協の登録から外すことができない。要は増加し続けるという状況の中で、ケース会議の形を取って一つ一つのケースを丁寧に見ていくということができない。そういうことを皆さんおっしゃっています。

そして、一方で、今は在宅のケースが増えていますから、それをどのような形で他機関とも連携し、実質的に課題のある家庭を支援していくのか。そういう難しさもみんな感じているというお話を聞きます。

そういう意味で、今、実践をされていまして、要対協の運営上の課題をどのようにお感じになっているのかということと、要対協を今後さらに強化していくためには何がどのように必要とお考えになっているのかという2点をお教えいただければと思います。よろしくお願いします。

○山縣座長 では、要対協を中心によろしくお願いたします。

○濱口様 要対協ですけれども、先ほど説明させていただきました子ども家庭センターというところが、件数が増えている中で担っていただいている部分は大きいです。子ども家庭センターの中で整理をして話し合った中での出口の部分に関係機関等と連携をして対応していただくというのが一つ、福井としては一部委託している大きな理由になっているかなと思っております。

要対協の運営上の課題につきましては、御質問にもありましたように、確かに要対協の件数自体がすごく増えていく中で、福井市の場合はそういった形で対応しているのですけれども、要対協に上がらないような事案というのも市としてかなりの数相談を受けております。これも福井市のほうでは子ども家庭センターが一部担っている所以对応している部分もあるのですけれども、そういった部分での十分な関わりというところになりますと、未然防止の観点からいくと、今、母子保健分野においては福井市のほうもかなり強化をして体制をつくって対応しているのですけれども、そういった要対協の児童だけではないというところで十分に対応ができていくかというところは少し考えないといけない部分があるのかなと思っております。

強化していくためにというところですが、私自身が感じるのは、これは福井市の中の問題でもありますけれども、人的にはかなり人は足りていないのかなと思ってます。要対協だけではなくて、先ほど業務の説明でもたくさん担っている部分があります。その中でソーシャルワーク業務、要対協を運営していますので、そういった部分は人を増やしていけないといけない、また、先ほど言いましたスペシャリストをつくっていくということは大事な事かなと思っております。

○山縣座長 ありがとうございます。

できましたら焦点を絞って質問を1つに集中してもらえたらありがたいと思います。

では、宮島委員、よろしく申し上げます。

○宮島委員 短く言うので、2つすみません。

今日は丁寧に御説明をいただきまして、ありがとうございます。とてもエンパワーメントされました。暮らしと人生を支える、また、ソーシャルアクションと個別支援はつながっているということ、改めて実感しました。

2つ聞きたいのですけれども、なかなか市町村で専門職採用を継続的にしていくというのは難しいことかなと思いますが、たとえ中核市であっても、専門職採用を、社会福祉士だけではなくて、心理職も保健師さんも含めてですけれども、臨床心理士さんも、非常勤ではあるけれども、3人の専門職が採用になっている。これが実現して維持できている理由はどこにあるのかという点を1点お聞きしたいと思います。

もう一つは、子ども支援課に限って言えば、非常に経験の長い方と、1年目、2年目の方と2つに分かれている感じがしました。この間はほかの、例えば生活支援課等でソーシャルワークを担っているのではないかと推察するのですが、そうなのかということと、ほかの領域でソーシャルワークを経験することのメリット、あるいはデメリットもあればそ

の点についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○山縣座長 以上大きく2点、よろしくお願いします。

○濱口様 専門職採用ですけれども、福井市の場合は2002年度から社会福祉士が採用されておりまして、大体毎年1名から多い年で3～4名ぐらいの採用です。私の年は2008年ですけれども1名でした。社会福祉士で採用されている大学といますか、福井の場合ですと福井県立大学という県立大学からの採用がかなり多いように思います。これは人事的な話なので、私がどこまでお話しできるか分からないのですけれども、県立大学については実習の受入れ等でいろいろなところで交流もしておりますし、また、県立大学以外でいいますと、学校法人の福井仁愛学園というところで、こちらの子ども家庭センターに委託している先ですけれども、こういったところで学生との交流ということで学校法人との関わりもありますので、そういった点で福祉の人材は福井県はいるのかなと思います。

あと、子ども福祉課以外の領域でのソーシャルワークをするメリットということですかね。発表もさせていただきましたように、子ども福祉分野以外での経験というのも、私もケースワーカー等ではありますが、やはり法律もいろいろ変わっていく中で、いろいろな法律であったりサービス、これはインフォーマル的な社会資源というものも含めて、いろいろな分野を経験することで得ていくということは一つ市の職員としての強みになるのかなと思っておりますが、一方で、先ほど言いましたスペシャリストを一部つくっていくということも必要かなと思っております。

○山縣座長 ありがとうございます。

先ほどの宮島委員の質問の中の趣旨に、社会福祉士の方々は福祉職の中での人事異動ということも何となく入っていたような気がするのですけれども、濱口さん、社会福祉士として採用された方は、基本的には広い意味の福祉職のところの人事異動と理解してよろしいでしょうか。

○濱口様 そのとおりです。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、最後に才村委員、よろしくお願いします。

○才村委員 御丁寧な報告、ありがとうございました。

時間がありませんので、1点だけ。

スライドの15枚目なのですが、市職員として児童相談所とは異なる子ども家庭福祉分野におけるスペシャリストも必要ではないかとお書きになっているのですけれども、これは具体的に児相とどのように異なるのか、そこをお伺いしたいと思います。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、よろしくお願いします。

○濱口様 先ほどちょっとお話しさせていただきましたが、児童相談所は介入と支援の機能を持ってはいますが、私ども、相談業務をやる中で、やはり児童相談所という言葉を開

くだけで支援というのがなかなか入りにくい。だけれども、児童相談所から児童福祉指導が10件ほどというお話をしたのですけれども、そういったケースも実際に児童相談所の支援を拒否するようなものがほとんどです。

あと、先ほど言いました市の行政職員としての強みとしてジェネラリストになっているような部分も、これは児童相談所とは異なって、また市の中でやっていることで、いろいろ業務の中で得られるものもかなり多いので、そういった部分での支援機能をより充実させたような子ども家庭福祉分野でのスペシャリストが必要なのかなと思っています。

○山縣座長 ありがとうございます。

濱口様、遅い時間にもかかわらず、丁寧な対応をありがとうございました。

では、これで濱口さんのヒアリングは終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○濱口様 ありがとうございます。

○山縣座長 最後になります。日本ソーシャルワーク教育学校連盟の白澤様のほうから説明をお願いしたいと思います。本当に遅い時間になってしまい、かつ予定より10分強お待ちいただいてしまったこと、おわびします。

では、白澤様、よろしくお願ひします。

○白澤様 ただいま御紹介いただきました、日本ソーシャルワーク教育学校連盟の会長を仰せつかっております白澤でございます。

本日はヒアリングにお招きいただき、どうもありがとうございます。

今日は私だけでなく、あと二人で対応させていただきます。

○中谷様 常務理事の中谷でございます。よろしくお願ひいたします。

○澁谷様 理事の澁谷です。よろしくお願ひいたします。

○白澤様 それでは、今日はパワーポイントを既にお渡しさせていただいていますが、それに合わせて常務理事の中谷のほうから説明させていただきたいと思います。

○中谷様 それでは、お手元にパワーポイントの資料をお配りさせていただきましたので、それに基づきまして、いただいた質問項目への回答という形でこれを読ませていただくこととなりますが、お時間が少し押しておるようですので、はしりながらこちらのほうを御説明さしあげます。

私どもの団体は社会福祉士と精神保健福祉士を養成している学校で組織されておりまして、組織率としては9割を超えているので、社会福祉士と精神保健福祉士を養成している学校がほぼ参加している団体でございます。

団体の概要等が3ページにございますが、2ページのほうに前提がございますけれども、先ほど言いましたように、社会福祉士と精神保健福祉士両資格の養成校なのですが、本日の説明は主に社会福祉士ベースの説明になりますが、基本的な大きなところは精神保健福祉士の養成の課程でも同じような考え方だと思います。本日は社会福祉士ベースでお話をさせていただきます。

会員校の概要はこうなっております。4年制大学がほぼ7割です。それから、実際に課程を持っておるところなのですけれども、社会福祉士と精神保健福祉士を2つ持っているところが57%で、それを含んで社会福祉士を養成している学校は全体の95%、精神保健福祉士だけというところは最近少なくなりまして、13校、5%でございます。

それでは早速、いただきました質問についての回答という形で書かせていただきました。

まず最初が、ソーシャルワークを担う者の資質の向上に向けた取組状況について。その1番目で「ソーシャルワークの共通基盤の習得と領域毎の専門性を深めることの関係について、どのように位置づけているか」ということですが、社会福祉士の養成校では、基本的にはあらゆる福祉課題を抱える全世代・全領域の方々への支援に対応できるソーシャルワーク専門職を養成しております。その意味では、今のところの法令で定められた最低限の履修時間が1,200時間なのですが、この中には演習・実習480時間を含んでおりますが、この履修を終えることでソーシャルワーカーとしての共通基盤が習得できると考えています。私どもの考える共通基盤というものはこういうことでございます。

その後、共通基盤を習得した養成校の修了者は様々な専門の実践領域に入職後、適切なスーパービジョンの下、領域ごとの専門性を深化させていくものと考えております。これはほかの、特に医療系の専門職とほぼ同様の考え方だと思います。

その中でも、3つ目の○の途中ぐらいですけれども、特に子どもは社会的に非常に弱い立場であるがゆえに、その声が大人や社会に届きにくく、虐待をはじめとする固有の課題が生じやすい存在であることは認識しておりまして、実は来年度の4月から始まります新しいカリキュラムにおきましては、児童虐待が極めて大きな課題、という認識の下に、それに対応できる観点から幾つか見直されております。

これにつきましてははまた後で出てきますので、次の○ははしよらせていただきます。

この図は何を表しているかといいますと、この全部の科目が「ソーシャルワークの共通基盤」ということなのですが、①から⑰までの科目が我々が座学と呼んでいるもので、ここでいろいろな講義科目を学んだ上で、⑱以降の演習・実習でそれらをちょっと違った視点からの学びで知識として統合していく。また、実習や演習をやった上でさらに座学で学んだことをまた見直すというような、黄色の矢印のように双方向の形でのカリキュラムがどこの養成校でも考えていることでございます。

1番目の回答の続きでございますが、○の真ん中でございます。子どもを取り巻く困難な課題に対応できる専門性の高い人材を養成するために教育を強化する重要性は当然認識しております。

現実に、養成校の中では1,200時間を超えていわゆる共通基盤に上乘せした形で領域別の専門性を深めた養成をしているところがございます。

それは3つ目の○にありますように、この間、緊急で調査をしましたけれども、時間数を増やしているところが21課程、時間数は増やしていないのですけれども、ほかの科目として置いているところが63課程、社会福祉士の養成の中ではないのですけれども、看護師、

保育士、教員や公認心理士の課程を取れるようにしている学校もあるので、そういうところに置いていて取れる養成校が67課程という形になっております。

本連盟の取組としましても、実はスクールソーシャルワーク教育課程認定事業というものをやっているのですが、これは実は専門性を深化する共通基盤の上にさらに上乘させた専門性を深化する一つのやり方でございます。

2番目の「学生への進路指導やキャリア形成などにおいて、領域を前提にするということがどの程度行われているか、いないか」ということです。学生への進路指導やキャリア形成につきましては、各校が方針等を踏まえまして、進路指導においては社会福祉士が幅広い分野や領域に対応できる人材を養成しているため、当然でございますけれども、子ども領域も含めて様々な領域について行っております。

実質的には実習が就職と大きく関係していることが調査でも明らかになっておるのですが、実習で肯定的な感情を持った場合はそのまま実習先に就職している場合が多いというのが一つの表れかもしれません。

その意味で、児童相談所の実習については、多忙でなかなか受け入れてもらえないという現状があるので、希望する学生がみんな実習に行っていてそこで就職につながっているという環境にはなっていないということではございます。

当連盟といたしましても、受入れについてもうちちょっとご協力をいただけないかということは厚生労働省にもずっとお願いしてきているのですが、児童相談所については、実際に入職になるとやはり公務員試験というハードルがあるので、なかなか実習先と就職が直接結びついているとは言いがたいところがあります。

以上が1番目の御質問です。

2番目が現行の教育内容に対する評価についてという御質問で、その1つ目、「到達目標が実務者の養成に適ったものであるかどうかの評価について」ですが、社会福祉士の養成につきましては、厚生労働省の通知で教育の「ねらい」と「教育に含むべき事項」が示されておりまして、養成校はそれに基づいて教育をして、さらに卒業・修了時にこの通知の内容がほぼ出題基準となっておる国家試験を行います。それに合格する人が社会福祉士になりますので、合格した人は少なくとも共通基盤の知識レベルにおいては入門レベルの実務者としての到達目標には達していると考えております。

ここでの実務者養成が養成校卒業・修了時にすぐ即戦力として困難事例等へ対応できる実務者という意味であるならば、現在の養成校においてはそこまでの到達目標は掲げておりません。むしろ共通基盤の習得に注力すべきだと考えている養成校が多いと思います。

しかしながら、社会からのニーズの充足の要請が高い特定の領域においては、基礎的なレベルの実務者とはいえ、1,200時間の養成課程に加えてさらなる学習を課す必要があることは認識しております。現在実施しておるスクールソーシャルワークの課程はそういった認識に基づいた取組でございます。

次の2番目の2、「子ども家庭福祉分野に関する教育が少ないという指摘についてどう

考えるか」です。これにつきましては、先ほど最初に申しましたように、特に来年度からの新カリキュラムでは、科目の児童家庭福祉だけではなくて、先ほどの表にございましたように医学、心理学、社会学、障害児・者の科目、保健医療サービスの科目、地域における支援の科目において学習しておりますので、特に新カリキュラムにおいては社会福祉士養成課程全体を通じて強化されているということは認識しております。

さらに、領域横断的に行われる演習や実習、実習指導の中で家庭福祉の事例等を扱って教育しておりますとともに、公的扶助、障害者、精神保健福祉、高齢者、女性福祉等に関する相談の演習や実習の事例においても、子どもの権利保障の観点を見落とすことがないよう、家族全体をアセスメントする機会等の勉強もしております。

そういうことで、福祉に関する相談場面に関わる全てのソーシャルワーカーが子ども家庭福祉分野の知識を踏まえた判断ができるよう、知識と実践の統合を図っていると考えております。

しかしながら、子ども家庭福祉分野に就職を希望する学生に対しては、今の養成課程の教育に加えて、子ども家庭福祉に関する教育を上乗せした教育がやはり必要であるとは考えておまして、仮称ですけれども、「子ども家庭ソーシャルワーク教育課程」を私どもの連盟が認定する事業というものの検討を既に進めております。

一番最後の○にございますように、知識レベルでは、権利擁護の法制度、発達、医学・精神医学、母子保健、虐待のリスクアセスメント等の科目を最低置いて、座学で学ぶとともに、今の共通基盤の480時間の実習・演習に加えて、家庭福祉の第一線機関での実習等を行うことも含んだ子ども家庭ソーシャルワーク教育課程の検討は進めております。

3つ目の御質問で、「教育における実習の意義、実習の現状に対する評価、課題」でございます。社会福祉士養成におきまして、実習教育は教育の基幹となる極めて重要な科目であると思っております。

先ほど言いましたように、講義等のフィードバックなどを通じながら専門職としてのソーシャルワーカーの養成を図っておるわけですが、ただし、本連盟は、社会福祉士養成の現在の実習教育でも少ないと考えておまして、実は、前回の2009年のカリキュラム改正時には実習時間を倍増していただきたい、360時間確保していただきたい、通知で定めていただきたいという総会決議をしておるのですが、残念ながらいまだ実現していないということでございます。ただ、そのときには、いろいろ実習を増やす前にやることのあるのではないのでしょうかということで、実習担当教員の要件を定めたり、研修を義務づけたりして質を高めてきております。そのこともあって、来年度から始まるカリキュラムでは約60時間の実習時間が増えることになっております。

4番目の質問です。「実習を行う上での現場の機関との連携や協同の現状と課題」です。養成校は現場とはそれぞれ密接に関係をつくりながら、いろいろ工夫しながら協力してやっておられると思うのですがけれども、最近では連盟としましても養成校が有している資源を実習に生かしていくことが重要ではないかと。それによってより連携がうまくいくのでは

ないかということで、具体的には、社会福祉法人の公益的な取組に連盟の教員が協力したり、OJTなどの講演や勉強会に教員が協力するというようなことを進めております。そういうことをやることによって現場の機関との連携や協同がよりスムーズに行くのではないかと考えております。

5番目の質問です。「福祉事務所や児童相談所における資格実習について、他の実習先に比較して、何らかの傾向や特徴はあるか」ということです。法令上違うのは、実は社会福祉士養成の実習の指導ができる人というのは、社会福祉士資格取得3年以上の実務経験、プラス実習指導者の講習会の受講が要件になっておるのですが、福祉事務所と児童相談所、行政機関の場合は、いわゆる司職、児童福祉司だけではないのですけれども、司職の8年以上の経験があれば、当分の間は実習指導者になるということが前回改正のときに経過措置として定められたわけですが、これは現在でも生きておりますので、ここは一つ大きな違いがございます。

ただ、実際に、特に児童相談所の実習の様子を少し緊急アンケートで聞いてみますと、お願いした学生をみんな受け入れてくれたということが36課程あったわけですが、断られたということが25課程ありまして、業務が忙しいということと実習指導者がいないと、実習受入のできる学校数に制限があって「外れてほしい」と言われた学校がそれぞれこれぐらいあったと。それから、そもそも児童相談所の実習を募らなかつたのが41課程ございまして、数年来お願いしていないので言っても駄目だろうというのがほとんどなのでございますけれども、いわゆるルートがないというお答えもございます。

要するに、児童相談所の場合は、例えば老人ホームや障害者の施設に比べて、確かにハードルは少し高くなっているということは見てとれると思われまます。

6つ目の質問、「どのような教育体系が、虐待を含む子ども家庭福祉分野の対応力養成に効果的であるか」。現在、私どもが検討しております、今の共通基盤の社会福祉士養成の上に何らかの形でこういう「子ども家庭ソーシャルワーク教育課程（仮）」を各養成校にやっていただいて、それを認定するような事業をやるのがいいのではないかと考えております。その後、現場でそれぞれ、例えば児童相談所に就職した後はスーパービジョンの下で専門性を深化させていくという形がいいのではないかと考えております。

なお、スーパービジョンですが、これは社会福祉士会が中心になって、今、認定社会福祉士制度というものをやりですので、徐々にスーパーバイザーの方も増えておりますし、実は、養成校の教員にもスーパーバイザーの登録をしている方はかなりいらっしゃいますので、そういう意味では、児童分野においてもスーパーバイザーとしての協力はできるのではないかと考えております。

3番目、新たに資格を創設する場合の考え方についてでございますが、これは最初に基礎資格の養成とは異なる子どもに特化した実習を検討する際に課題になることです。実習は、今申し上げましたように、児童相談所はいろいろな理由で少し受入れが難しいような

形になっておるようなので、その辺りを何らかの形でクリアできるような新しい仕組みができると、基礎資格なのかそうではないのかに関わらず実習にも行けるのではないかということ。ただ、きちんとした実習指導者の人がいっしょにいないと、一番最後の○に書いてありますように、会員校の中には資料を読ませる実習ばかりなのであまり望ましくないといったような回答もありましたので、きちんと実習指導者を配置してからやったほうが良いということですね。

2番目、既存のソーシャルワークの国家資格とは異なる養成課程を別に設置するとした場合の加盟校の参入可能性です。

これも緊急に、どういう形が良いですかと養成校に聞いてみたのですが、既存の社会福祉士養成に上乘せする方法と、現行の社会福祉士養成を拡充する、多分これは科目と時間数を増やすという感じでしょうけれども、この2つの回答が非常に多かったと思います。社会福祉士は別個の養成課程を設置することが適切という回答は、我々の加盟校なのでこうなるのでしょうけれども、1校だけだったということでございます。

ただ、実際にそういう課程を設置する可能性について聞いたのですけれども、こういう課程を置きますかとしか聞いていなかったの、時間数等を特に示しておりませんでしたので、実際には15%、24課程だけしか可能とはお答えいただけませんでした。なかったのですが、仮にこの上乘せの教育課程に何らかの公的なサポートを得ることでインセンティブが与えられれば、参入の可能性は非常に広がるのではないかと考えております。

3番目、最後です。現行のカリキュラムに対して科目数が多く負担が大きいということなのだけでも、新しい資格はどうでしょうかということ、人材配置の条件整備はどんなものかということですが、現在、本連盟が考えておるのは、やはり既存の社会福祉士課程の上に上乘せすることがいいと考えております。

参考までに、連盟の今のスクールソーシャルワーク教育課程というのは実は最低限の投資でやっていくためのことなので、最低1名の専任教員がいて、この専任教員もほかの科目を持つ教員であることが多いのですけれども、これは実はこういう形だったら多くの養成校にやっていただけるのではないかとということで、非常に絞った形で時間数も設置した経緯がございます。ですから、先ほど言いましたように、スクールソーシャルワークもここに何らかのインセンティブが働くと、時間数を増やしたり、要するにもっと投資する学校が多くなると思います。

以上、ちょっと早口でございましたけれども、説明を終わらせていただきます。

○山縣座長 ありがとうございます。Q&A方式で会員校の意向も反映させながら回答を準備いただいたこと、本当にありがとうございました。感謝いたします。

ソーシャルワーク教育学校連盟に1つ御相談なのですが、8時までの予定でしたけれども、既に7時55分ということで5分しか残っていません。もし団体さんのほうが可能でしたら、10分強延長させていただいて同席いただくということは可能でしょうか。よろしいでしょうか。

○白澤様 可能でございます。何分でも結構です。

○山縣座長 ありがとうございます。

委員の皆様も延長することを御了解いただきたいと思います。

同じように質疑をしていきたいと思っておりますけれども、増沢委員、西澤委員、栗原委員の3人から手が挙がっております。よろしくお願いします。

○増沢委員 質問に丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございます。子どもの虹情報研修センターの増沢です。

ソーシャルワーカーが求められているし、その人材を増やしていくということが非常に重要だと思うのですが、

今、養成校に入学していく学生さんのモチベーションとして、将来ソーシャルワーカーになっていこうというモチベーションを持って入学する学生さんたちというのが、感触で結構ですので、大体どのくらいおられるのか。多分、教員養成課程もそうですけれども、皆が教員になるために入学するというのではない学生もかなりいるので、卒業の単位が欲しいということに限定して一般の就職をするという方もおられると思います。そういったところで、初めのモチベーションについて教えてください。そして、実際に卒業してからソーシャルワーカーとして現場で働いている学生さんは大体どのくらいいるのか。これも感触で結構です。その中でも、児童の分野で働いているという学生さんはどのくらいおられるのかという辺りのお話を、ぜひ養成校の立場でお聞かせいただけますでしょうか。お願いします。

○山縣座長 3点、よろしくお願いいたします。

○中谷様 どれぐらいの学生が最終的に福祉分野に就職するかということについては、これは養成校のタイプによって随分違うかなと。例えば4年制大学でも、福祉学部であるとか名前に福祉がついた大学などはかなり高い。高いところは8割ぐらいの卒業生が何らかの形で福祉の職についておられるみたいですが、世間的には偏差値が高そうな大学であるとか、そういうところの学部の学生は、多分ほかのところにも就職できるのだと思いますので、なかなか福祉の現場を選ぶ方が少ないところでは3割や2割のところもあるようでございます。

今のは一般的なお話で、児童については澁谷理事のほうから。

○白澤様 児童は、社会福祉振興・試験センターの行った調査があるのですが、社会福祉士で児童領域に就労している人は本当に少なく、公務員を合わせて1割ぐらい、高齢分野が大変多いということでございますが、追加して澁谷理事から。

○澁谷様 澁谷です。

今、話にもありましたように、また、社会福祉士会等の職能団体でもいわゆる児童福祉の分野を主として実践しているという者は非常に割合としては少ない、数%であろうかと思っております。

ただ、確実に、これはスクールソーシャルワークでもそうなのですが、学生は、

最初は自分が何をやりたいのかよく分からないままに様々な授業を受けながら、実習先でいい実習指導者と会うとかなり目の色が変わってきて、4年目にぜひ追加で実習に行きたいと。スクールソーシャルワークの実習などはそうなのですけれども、そうすると、就職先とのマッチングがあるので当然100%というわけではないのですけれども、かなりの割合で子どもの分野という形につながっていくのだというところは現にスクールソーシャルワークの課程を設置しているところから聞いております。実習を含めた経験が学生の進路の意向にかなり影響している。

ですので、現状は数%にとどまるものであらうと思われませんが、可能性としてはまだまだあるのではないかなというところを教育現場の実感としては持っております。

○山縣座長 増沢委員の1点目の質問の、入学時におけるソーシャルワーク志向というのはどのぐらいあるかということはお分かりでしょうか。

○中谷様 例えば看護師や医師のような養成課程とは違ってちょっと難しいところではございますけれども、私のこれまでの経験からしますと、やはり社会福祉学科や社会福祉学部を選ぶ学生は、できればその分野で仕事をしたいなというモチベーションがあることは間違いありません。ところが、いろいろ勉強していくうちに、どうも自分には合わない、あるいはいろいろな待遇とか社会的評価が低そうだなということで、先ほど私が言ったような数字になっている養成校もあるということです。入学時はそれなりの思いはあるとは思いますが、こういう答えしかできないので、申し訳ないです。

○山縣座長 ありがとうございます。

栗原委員の後に藤林委員と宮島委員からも手が挙がっております。

では、西澤委員、よろしく申し上げます。

○西澤委員 どうもいろいろありがとうございます。とても勉強になりました。特に福祉と名前につく大学は偏差値が低いのだということを改めて認識させていただきました。

私のところも会員校なので、その中で新しい資格をつくと1校だけ賛成したのは多分私のところでございます。

それはどうでもいいのですが、端的に3つ聞かせてください。

1つは、新しい子ども家庭ソーシャルワーク教育課程というものを考えられているようですが、それはいつから考え始められたのでしょうかということが1点です。

もう一点は、それがモデルにしているのは、スクールソーシャルワークの認定課程だと思うのですが、私の知る限り、スクールソーシャルワーカーの認定課程はたしか講義は3つであとは演習・実習だったと思いますが、先ほど出されていた追加科目のボリュームを見るともっとあるように思います。これは今のカリキュラムの中で実際に実施可能なのか。

そして、3点目は、そういう新しい認定課程をつくるのであれば、どうして資格にしないのか。資格にするデメリットは何だとお考えなのか教えてください。よろしく申し上げます。

○山縣座長 以上3点、よろしく申し上げます。

宮島委員の後に奥山委員からも手が挙がっております。きっと時間的にはこの辺になるかと思えます。

では、御回答をよろしく申し上げます。

○白澤様 1つは、スクールソーシャルワーカーのことをベースにいつ考えたかという話ですが、これは児童虐待の問題で、何も我々、虐待だけの問題ではなくて、例えば医療ソーシャルワークについてもこういうものができるのではないか。こういうようなことは前々から検討してまいりました。ただし、この問題をもう少し具体的に進めていくというのは、やはり今回のこの委員会をつくられたときに具体的な議論として浮上してきている。そういうことで、必ずしも医療とかほかの領域についても我々としてはこういう専門性は考えられるのではないか。それが、それぞれの大学の独自性というような形で、それぞれがチョイスできるような仕組みを考えてきているというようにお考えください。

2点目は、先ほど中谷からも話がありましたように、スクールソーシャルワーク教育課程は230時間という設定をしているわけです。これについて、本当に理想の子ども家庭の課程を考えた場合、どれぐらいの時間が必要かというようなことは科目も含めて今から議論していきたい。ただし、そこでは、今申し上げましたように、どの時間ぐらいまでが可能なかということは、我々、会員校の可能性というのを見ていかなければなりません。やはり理想と現実の中で時間数は設定されていくのだろうということで、ただし、今、230時間をやれるだけの時間数はあるのだろうなど。いろいろな工夫をすれば、例えば先ほど中谷から話があったように何かの公的なインセンティブがあれば、当然無理をしてでもやってくれる学校が増えていくという状況だと思います。

3点目、国家資格というのは私たちが決めるものではなくて国が決めるものですから、我々としてやれる範囲内で、教育課程を認定していくという方法で展開しているということでございます。同時に、アメリカなどのソーシャルワーカーの認証というのは今我々がやっているのを非常に厳格にやっている。我々も非常に厳格にやっているというふうに御理解いただければありがたい。

以上でございます。

○西澤委員 どうもありがとうございました。

ただ、アメリカの場合のソーシャルワークの認定を国がやらないというのは、ソーシャルワークは国をひっくり返すこともあるからだという前提に立っての認定だと私は認識しています。

○山縣座長 ありがとうございます。

続いて、栗原委員、よろしく申し上げます。

○栗原委員 ありがとうございます。

あくまで仮の話なのですが、養成校において国家資格養成課程、社会福祉士だけと、社会福祉士と精神保健福祉士の2本立ての学校がありますけれども、現在、スクール

ソーシャルワーカーの養成課程を設置している大学、養成校でこの新たな子ども家庭ソーシャルワーク教育課程が導入されるとしたら、時間数とかインセンティブとかいろいろな要素がありますけれども、スクールソーシャルワーカーも大分時間がかかりましたけれども、同様に養成校さんたちのほうではどのぐらいの反応があるのか。そこら辺、仮の話ですけれども、いかがでしょうか。スクールソーシャルワーカーの養成との兼ね合いが一番気になっているものですから、漠然として申し訳ないですけれども、お願いします。

○山縣座長 よろしく申し上げます。

○白澤様 スクールソーシャルワークも、この新たなところに入っているように、どういうふうに、スクールソーシャルワーク教育課程認定と子ども家庭ソーシャルワーク教育課程認定の2つを仕分けしていくのかという課題があると認識しております。そんな中で、先ほど申しましたように、子どもの虐待、児童相談所等に就職する人向けにというように考えているわけですが、そういうような人向けの課程の設置が可能だという学校がどれぐらいあるのかということは、この調査結果からいうと、24の課程がそういうような可能性はある。これは学校の教員の話ですから、経営者がどう考えるのかという問題もあると思います。同時に、先ほども申しましたように、本当に実習体制ができるのかと。ここは児童相談所の皆さん方に実習の受入や体制などをきちんと確保していただかないと大変難しいのではないかと考えております。

○山縣座長 ありがとうございます。

続いて、藤林委員、よろしく申し上げます。

○藤林委員 時間も限られておりますので、1点だけ事実の確認をしたいと思うのですけれども、お配りいただいたパワーポイントの7ページにスクールソーシャルワーカー教育課程認定事業のことが書かれておまして、これはこのワーキンググループでも以前私は質問したのですけれども、この事業で認定されたものを応募の要件にする機会も出てきていると書かれているのですけれども、ネットで調べてもなかなか見つけきれないものなので、実際に全国都道府県や自治体などで何か所ぐらいの自治体がこの認定されたものを応募の要件にされているのかということをお教えいただければと思います。

以上です。

○白澤様 我々も実態がなかなかつかめないという現実なのですが、神奈川県がそういう要件を入れている。今回調査を見ると、福岡県もそういうニュアンスのことを調査結果に書いておりましたから、なかなかデータはないのですが、神奈川県だけは間違いなくそういうような要件になっているということでございます。

○藤林委員 ということは、この事業が始まって何年もたっていますけれども、まだ1か所か2か所ということではよろしいわけですね。

○白澤様 そうです。

○藤林委員 分かりました。

○山縣座長 ありがとうございます。

続いて、宮島委員、よろしく申し上げます。

○宮島委員 今日はどうもありがとうございました。緊急アンケートもしてくださった上で今日の御説明をしていただきまして、ありがとうございます。

今日、ブローハンさんや畑山さんから、人格というか人柄、責任を持つという面がとても大事だご指摘がありました。やはり18～22歳くらいの人格形成期に価値、あるいは共感性といったものをきちんと身につけることが本当に大事だなと思っております。そのことも含めて今日はお話を伺いました。

質問したいのはそこではないのですが、薬師寺さんから、むしろ現場に出てから学びたいというニーズが高まる。そして、成長というのはずっと追い求めないと成長はしていかない、そういうことを文化にしていかなければいけないという御指摘があったと思うのですが、実際に子ども家庭福祉の領域で実践を踏んだ人がこのソーシャルワーカーを養成する教育機関で再教育を受けるということもとても大事なことでないかと考えておりますが、この辺については事前質問にはなかったのですが、そういった可能性、ソーシャルワーク学校教育連盟でこれを担うことが可能かどうか、その辺りについて御所見をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○白澤様 おっしゃるとおりだろうと思っております。やはり我々は働いてからも生涯的に学んでいただく。そのために例えばこういうようなことをやって、新たにその人たちを受け入れていきたいと思っておりますし、これは各会員校に申し上げているのですが、卒業したら終わりではなくて、継続的に卒業した学生をきちんと支えていく養成校になっていくということでございます。そういう意味では、今、新たに我々が考えているのは、社会福祉士、精神保健福祉士として今活躍しているけれども、もう一度戻って受けられるような体制もぜひ検討していきたいなと思っております。

よろしいでしょうか。

○宮島委員 ありがとうございます。

○山縣座長 ありがとうございます。

では、最後になりますけれども、奥山委員、よろしく申し上げます。

○奥山委員 いろいろありがとうございます。御説明を聞かせていただいているいろいろ分かりました。

2つあるのですが、1つは、私は医師ですので、どうしても医者の方と比べてしまうことがあるのですが、ソーシャルワーカーは業務独占にならないのかなということとはとても何でかなと思っております。なるべきと考えておられるか、それともそれはそうじゃないんだ、ならないほうがいいんだと考えておられるのかをお聞かせいただきたいです。

それから、先ほど来、新しい資格なのか、上乘せなのかということでお話をいただいているのですが、例えば精神保健福祉士は社会福祉士の基礎科目の上に社会福祉士とはちょっと違ったものが乗っているわけですね。そういう意味で新しいと考えておられ

るのか、それとも全く新しいという意味で捉えておられたのか、その辺がよく分からなかったのでお聞かせいただきたいと思います。

○山縣座長 よろしくお願ひします。

○白澤様 1点目については、医師と看護師は業務独占ですが、社会福祉士と精神保健福祉士は名称独占となっています。これは我々が決める話ではなくて、国が決められていることなのですが、我々としても業務独占になるということは望ましいことだと思っているわけですが、今、業務独占の議論というのは社会的になかなか進まないという状況になっていると認識しております。これは我々ではないのですが、経営者の団体が業務独占にすべきだということを厚生労働省に提案させていただいているわけですが、なかなかそういうような形にはならないという状況です。

2番目ですが、これはぜひ御理解いただきたいのですが、先ほどジェネラリストとかスペシャリストの話が随分出てまいりましたが、我々は、社会福祉士というのはジェネラリストと考えているわけです。ジェネラリストの上にスペシャリストをつくり上げていくというのが基本的な考え方であります。

そういう意味で、精神保健福祉士についてはジェネリックの部分を中心にきちんと取った上に乗せていって、例えば先ほどの子ども家庭ソーシャルワーク教育課程というものをきちんと上乘せすることを考えていこうということで、だから、今日も社会福祉士を前提に議論させていただいたのはそういうところにあるというふうに御理解いただければありがたいと思います。同時に、どちらもがそういうような科目さえ取っていただければ、今言ったように、我々の段階では認証して認定をしていくという作業になるということでございます。

以上でございます。

○奥山委員 私の頭がついていけないのですけれども、ということは、社会福祉士のジェネリックな、精神保健福祉士との共通科目の上に子ども家庭福祉を乗せるということで認定をしていくということなのですか。

○白澤様 いえ、今申し上げましたように、これはもう一度科目をお読みいただくと分かるのですが、精神保健福祉士の養成課程には子ども家庭福祉科目だけではなくて、例えば貧困の問題も科目としては置いていないということもあります。虐待の問題や子どもの問題は貧困とも随分関わっているわけです。そういうような科目として、我々が子ども家庭ソーシャルワーク教育課程というものをつくるとすれば、それなりにジェネリックな教育課程で学んだ人材をどうつくって、その上にどう乗せるのかということを考えなければなりませんから、そういう議論が前提にありますということをお説明させていただいたというふうに御理解ください。

○奥山委員 まだ分かっていないかもしれません。

○白澤様 奥山先生、我々の社会福祉士の科目と精神保健福祉士の科目の中で、例えば精神保健には子ども家庭福祉という科目がないのです。あるいは、貧困問題についても内容

がいろいろな科目の中にとけこんでいるのです。そういう意味で、ジェネラリストとして我々が考える場合には、やはり貧困のことを理解したり、子どものことや高齢者や障害のことを理解してソーシャルワークをきちんとやりましょうと。ソーシャルワークの共通基盤となる部分の上に、例えばスクールソーシャルワーク教育課程のようなもの置くことを考える場合でも、新たなものを考える場合でも、基本的な考え方はそこにあるというように御理解いただくとありがたいということです。重ねての話で申し訳ございません。

○山縣座長 ありがとうございます。

まだまだお互いに議論したいのではないかと考えておりますけれども、残念ながら時間がかかりオーバーしておりますので、ここで本日の日本ソーシャルワーク教育学校連盟からのヒアリングは終わらせていただきたいと思います。

委員の皆様のお手元には届いていると思いますが、学校連盟からは本日のヒアリングのベースになるアンケート調査のデータを2つ、参考資料として頂いております。緊急のアンケート調査と2019年の模試のアンケート調査の結果も頂いておりますので、今後の議論の上で参考にしていただきたいと思います。

学校連盟の皆様、本当にありがとうございました。

会議のほうですけれども、今日はかなり遅くなりましたので、これで終わらせていただきます。

次回以降のことにつきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○金子虐待防止対策推進室室長補佐 本日は長時間ありがとうございました。

次回は11月17日火曜日、17時から開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

○山縣座長 今回を含めた全2回のヒアリングを元に、中間取りまとめ以降の状況を追加して、最終の取りまとめに入っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、これで本日の第7回のワーキンググループを終了したいと思います。ありがとうございました。お疲れさまでした。